

中国経済法・企業法整備プロジェクト

第5回 合同調整委員会協議議事録

中国経済法・企業法整備プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関し、2004年11月18日及び2007年11月13日に日中双方で合意した討議議事録（R/D）に基づき、プロジェクトの終了にあたる評価を行うため、2007年11月30日に北京において第5回合同調整委員会を開催した。

合同調整委員会において、日中合同評価調査団による終了時評価の結果を確認し、プロジェクトのこれまでの活動の評価及び延長等について一連の協議を行った。

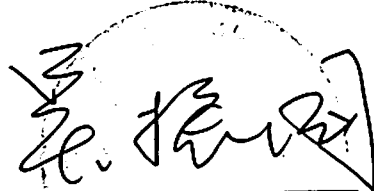
協議の結果、ここに添付する終了時評価合同評価報告書の内容について合意した。

当協議議事録は、等しく正文である日本語及び中国語による本書各2通を作成した。

2007年11月30日 北京にて



独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所 次長
渡辺 雅人



中華人民共和国
商務部条約法律司 副司長
吳振国



第1章 評価調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1-1-1 調査団派遣の経緯

2004年11月18日に日本と中華人民共和国（以下「中国」という。）政府との間で署名された討議議事録（R/D）に基づき、中国商務部（以下「商務部」という。）を主要なカウンターパートとして2004年11月18日から3年間の中国経済法・企業法プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）が開始された（なお、プロジェクトは、2007年11月13日に締結されたR/Dにより、協力期間を2004年11月18日から2008年3月17日の3年4ヶ月に変更した。）。

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、技術協力を効果的に実施するために、プロジェクト管理手法としてプロジェクト・サイクル・マネージメント手法（以下、「PCM手法」という。）を採用している。本報告書は、PCM手法の一環として、プロジェクト協力期間の終了時点で実施された終了時評価の報告書である。

1-1-2 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

- (1) 本プロジェクトの活動実績に基づき、計画の達成状況进行评估する。
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から評価を行う。
- (3) 評価結果及び提言を、日本側評価団と中国側評価団員が合同評価報告書に取りまとめる。

1-2 調査団の構成と調査期間

評価調査はJICAが組織した日本側評価調査団と商務部が組織した中国側評価調査団とによる合同評価調査団により実施された。調査団のメンバーは以下のとおりである。

(1) 日本側評価調査団

総括（団長）	渡辺 雅人	JICA 中国事務所次長	
独占禁止法	田村 亮平	公正取引委員会事務総局 官房国際課 課長補佐	11月26日 合流
評価計画	大久保晶光	JICA 中国事務所所員	
経済法/評価分析	土生 瑛里	山口大学経済学部 経済法学科 大学院経済学研究科 准教授	

(2) 中国側評価調査団

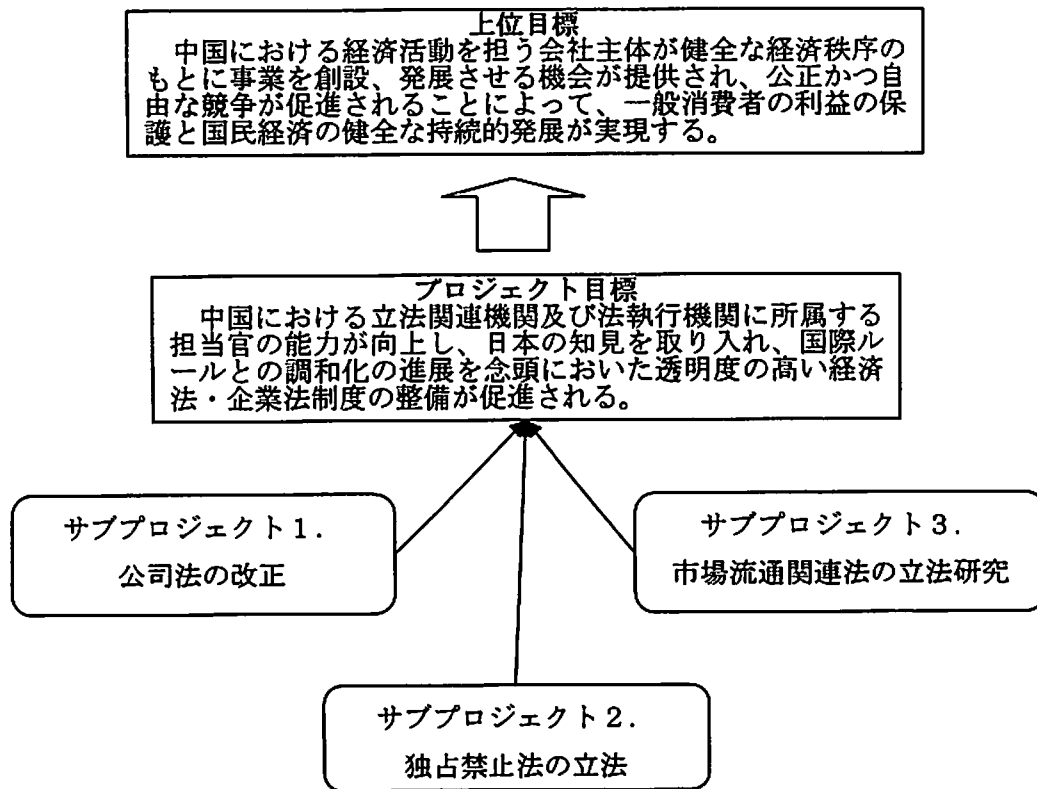
総括（団長）	呉振国	商務部条約法律司 副司長	
副総括	馮 岩	商務部条約法律司 市場流通法律処 副処長	
評価計画	趙莉莉	商務部条約法律司 独禁法調査弁公室	

(3) 調査期間

2007年11月18日から12月1日まで(14日間)

1-3 対象プロジェクトの概要

R/Dに記載された、プロジェクトの概要は以下のとおりである。



成果

【1】 公司法の改正：

(成果1) ①投資・起業促進、②会社の健全な経営、③株主・債権者の合法的權益を保護するメカニズム、④関連法との法的整合性の4点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

(成果2) 会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。

(成果3) 改正公司法の立法趣旨に則った会社法執行体制が整備される。

【2】独占禁止法の立法：

（成果1）①市場の支配的地位の濫用の防止、②過度の経済力集中につながる企業結合の防止、③価格法、不正競争防止法との調和、④独占禁止法の執行体制の独立性、⑤内資・外資の無差別的な取り扱いの5点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

（成果2）成果1の立法趣旨等をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

【3】市場流通関連法の立法研究：

（成果）立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

第2章 評価方法

2-1 評価手順

日本側、中国側双方による合同評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料調査及びプロジェクト関係機関、プロジェクト実施活動における参加者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCM手法に基づく評価項目の観点から評価グリッドを作成し、プロジェクト全般にわたる分析、評価を実施し、最後に一部サブプロジェクトの延長ニーズおよび今後の継続ニーズについても確認を行った。

2-2 調査項目

2-2-1 計画達成度

R/D及びPDMの計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合を検証した。なお、成果の達成度合いについては、中華人民共和国独占禁止法の成立が当初予定より遅れたため、PDMに予定されていた活動のうち、一部が未実施の状態にあるため、終了時評価時点における成果までを評価の対象とする。

2-2-2 実施プロセス

プロジェクトの実施過程全般を見る視点であり、活動が計画通りに行われているか、また、プロジェクトのモニタリングやプロジェクト内のコミュニケーションが円滑に行われてきたかを検証する。

2-2-3 評価項目ごとの分析

(1) 妥当性

プロジェクトの目指している効果（プロジェクト目標及び上位目標）が、終了時評価時点で妥当かどうか、（中方の法整備ニーズに合致しているか、ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、ターゲット・グループ以外

への波及性はあったか、知識移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策と整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か、日方の知識ベース・経験の内容に優位性はあったか等)を検証する。

(2)有効性

実績を検証し、プロジェクト目標の達成が確実であるかどうか(成果の量と質が十分であったか、外部条件の影響はどの程度あったか、プロジェクト目標達成の阻害・貢献要因は何か等)を検証する。

(3)効率性

実績を検証し、成果の算出状況が適切かどうかを判断する。特に活動内容が十分であったか、外部条件の影響はどの程度であったか、活動の量・質、実施のタイミングは適切であったか、プロジェクトのコストと効果の関係において、日中双方の資源が有効に活用されていたかを検証する。

(4)インパクト(予測)

設定された上位目標の観点から、投入、活動の状況に照らしてプロジェクトの成果が効果的に発現しうるか、中方への立法・執行へのインパクトは見込めるか、阻害要因はあるかどうかを検証する。特に上位目標とプロジェクト目標の連続性、外部条件の満足度、その他生じた正負のインパクト等、様々な側面から検討する。

(5)自立発展性(見込み)

中方の政策・制度面、組織、法文化等の観点から総合的な自立発展性を検証する。

第3章 プロジェクトの実績

3-1 投入実績

投入実績の詳細は別添1(及び1-1、1-2)に示す。概要は以下の通りである。R/D及びPDMに記載された当初の投入計画及び終了時評価の時点までのおよそ3年間に実際に実施された実績は以下の通りである(一部2007年度末までに実施が確定している予定を含む)。

経済法・企業法整備プロジェクト投入実績(2007.10.11現在)

投入項目	投入計画(R/D及びPDMによる)	投入実績(2007年11月末現在)
日本側の投入		

短期専門家(研究会アドバイザー、セミナー講師)	学識経験者、関係各省より年間15名程度(各1週間程度)	公司法：56名 独禁法：20名 市場流通関連法：9名 計 85名(延べ人数、中方講師も含む*1)
カウンターパート本邦研修	年間10~15名×3~5課題	公司法：第1回(2004年9月)7名、第2回(2005年3月)10名、第3回(2006年1月)10名、第4回(2006年8月)9名、第5回(2007年1月)11名、第6回(2007年7月)10名、延べ57名 独禁法：第1回(2004年10月)9名、第2回(2005年10月)10名、第3回(2005年11月)6名、第4回(2006年8月)10名、第5回(2006年12月)10名、第6回(2007年10月)10名、延べ55名 市場流通関連法：第1回(2005年8月)10名、第2回(2005年10月)5名、第3回(2006年9月)10名、第4回(2007年)10名、第5回(2007年6月)10名、第6回(2007年8月)10名、延べ55名 計 167名
コンサルタント	コンサルタント(会社法、独占禁止法・市場流通関連法、循環経済法、業務調整)	2005年5月よりコンサルタント(株式会社日本開発サービス)が研究会開催及び訪日研修の受入等について日本側及び中国側との調整業務を実施。
その他	セミナー開催等の現地活動費	研究会開催等に必要経費(研究会会場を除く)を適切に投入した。
中国側の投入		
カウンターパートの配置	カウンターパートの配置 下記の分野におけるカウンターパート ①公司法 ②独占禁止法 ③市場流通関連法	訪日研修参加延べ167名(内訳上記) 研究会参加延べ210名(内訳下記) 公司法：第1回(2005年3月)4名、第2回(2005年7月)10名、第3回(2005年9月)18名、第4回(2005年11月)20名、第5回(2005年12月)6名、第6回(2006年3月)14名、第7回(2006年12月)13名、延べ85名 独禁法：第1回(2005年3月)8名、第2回(2005年6月)16名、第3回(2006年2月)14名、第4回(2006年8月)10名、第5回(2007年1月)9名、延べ57名

		市場流通関連法：第1回（2005年3月）19名、第2回（2005年12月）20名、第3回（2007年1月）17名、第4回（2007年9月）12名、延べ68名 セミナー参加延べ248名（内訳下記） 公司法：第1回（2006年1月）15名、第2回（2006年7月）8名、第3回（2006年10月）76名、第4回（2006年12月）53名、第5回（2007年11月）96名、延べ248名。ただし、企業関係者を除く。
土地、建物及び付帯設備	1. 専門家の執務室 2. 研究会、セミナー実施場所	中国側から研究会開催のための会場が提供された。 中国側からプロジェクト専門家の執務スペースが提供された。
その他	プロジェクト運営に必要な経費	

*1 謝金を支払った中方講師は、日方投入として計算した。

* 研究会、研修、セミナーの回数は通し番号とした。

日本人専門家及び中方カウンターパート等の人材の投入面並びに訪日研修員の受入れ人数等において、当初計画より多めの投入がなされている。サブ・プロジェクト毎に評価は異なるが、公司法サブ・プロジェクトにおいては、必要な投入が十分かつ適切に実施されており、成果の発現に有効に生かされている。独占禁止法サブ・プロジェクトについては、立法スケジュールの遅れという外部要因から、全ての成果の産出までに残された活動はあるものの、中方のニーズに適宜応える形で成果が漸次、発現されていることが観察できる。市場流通関連法については、中方の期待を上回る投入が十分に行われ、PDMにおける成果を上回る成果の発現があった。

3-2 活動実績

【公司法サブプロジェクト】

ほぼ計画通り活動が実施されている。2005年10月の改正公司法成立・公布を受けて、施行・執行に向けての活動が実施され、執行体制の整備が促進されている。

【独禁法サブプロジェクト】

独占禁止法の立法作業は当初計画より遅延し、2007年8月に成立・公布され、2008年8月より施行される予定である。全人代常務委員会での審議がプロジェクトの予定より1年近く遅れたことにより、後半に行う予定であった成果2。「独禁法執行機関の組織構築への提言」や「独禁法の執行に係る課題の特定と提言」については実施できていない。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

当初計画で予定されていた活動はほぼ計画通り実施され、市場流通に関する日本法の包括的な紹介が行われ、研修教材が提供された。中国側の市場流通関連法のニーズはこれら活動の結果、日本でいうところの商法、商行為法、特定商取引法、無体財産権法、電子商取引法、各種事業法、信用取引法等、多岐にわたっていることが確認された。また中方のニーズに応じて、「循環経済法」についての活動も追加・実施された。

3-3 成果の達成状況

3-3-1 【公司法サブプロジェクト】

公司法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである（詳細は別添 2 及び 2-3 参照）

1) 【成果 1】の達成状況

改正公司法は、2005 年 10 月に全人代において成立し、2006 年 1 月より施行された。別添 2 に見る如く、【成果 1】に列記された 4 項目は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において取り上げられ、日本法の内容の紹介、中国側草案についての討議、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および会社法の法理に対する理解は深まり、同 4 項目を意識した条文が組み込まれた改正公司法が成立している。従って【成果 1】は確実に達成された。

2) 【成果 2】の達成状況

【成果 2】の会社登記制度および運用の枠組みの確立については、本プロジェクト C/P である商務部からの働きかけがあったものの、同分野の活動を主管する工商行政管理総局からの積極的対応がなかったため、投入が行われなかった。しかし、改正公司法の成立に伴って、同時期に企業法人登記管理条例の大幅な改正が実現し【成果 2】(1)の改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備促進は達成されている。【成果 2】(2)の会社登記実務の研修教材の整備は、上記外部条件が満たされなかったことにより、投入が行われなかった結果、達成されなかった。

3) 【成果 3】の達成状況

【成果 3】の紛争解決及び違反行為へ対処する司法的解決メカニズムの促進については、司法部門としての最高人民法院の積極的な参加の成果が公司法の司法解釈に反映され、今後の執行体制の基礎作りに貢献した。従って、【成果 3】は達成された。

3-3-2 【独禁法サブプロジェクト】

独禁法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである（詳細は別添 2、2-1、及び 2-2 参照）

1) 【成果 1】の達成状況

中華人民共和国独禁法は、2007 年 8 月に全人代において成立し、2008 年 8 月より施

行される。別添 2 に見る如く、[成果 1]に列記された 5 項目は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において取り上げられ、日本法の内容の紹介、中国側草案についての討議、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および独禁法の法理に対する理解は深まり、同 5 項目を意識した条文が組み込まれた独禁法が成立している。従って[成果 1]は確実に達成された。

2) [成果 2]の達成状況

[成果 2]の執行体制の構築と、透明性・公正かつ実効性ある運用については、全人代常務委員会での審議が予定より 1 年近く遅れたことにより、中国側 C/P の立法スケジュールに合わせて適宜活動スケジュールの修正が行われたため、プロジェクト後半に行う予定であった活動が実施されていない。今後は執行支援の活動について、協力期間を延長することによって残された活動を確実に実施すれば、[成果 2]は達成されると思われる。

3-3-3 【市場流通関連法サブプロジェクト】

市場流通関連法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである（詳細は別添 2 及び 2-4、2-5、2-6 参照）

1) [成果]の達成状況

市場流通関連法について、「商業特許（フランチャイズ）経営管理条例」が 2007 年 5 月 1 日より施行され、関連管理弁法として「商業特許（フランチャイズ）経営届出管理弁法」と「商業特許（フランチャイズ）経営情報開示管理弁法」も同日、施行された。加えて、「小売業者と納入業者の公平管理規則」が 2006 年 10 月に、「小売業者の販売促進行為の管理規則」が 2006 年 9 月に公布された。別添 2 に見る如く、[成果]「立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見の蓄積」は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において日本法の内容の紹介、中国側条文についての討議、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および市場流通関連法の概要・種類・分類に対する理解は深まり、その成果が条文に体现された関連法が成立している。従って本サブプロジェクトの[成果]は確実に達成された。

3-4 実施プロセス

3-4-1 プロジェクトのマネジメント

プロジェクトは、中国側関係機関、日本側の JICA 及びプロジェクト業務の調整業務を委託されている株式会社日本開発サービス(以下、「JDS」という。)との間で日常的に打合わせを行う等、日本側と中国側カウンターパート機関が良好なコミュニケーションを図っており、プロジェクトの進捗状況の把握と問題点に対する対処を実施してきた。

プロジェクトでは解決できない事項や新たな課題が生じた場合などについては、合同調整委員会において議論を行う体制になっており、プロジェクトのモニタリング・システムは

有効に機能したと言える。

公司法サブプロジェクトについては、日本側の専門家を中心とした国内支援委員会が公司法に関連する専門的な課題への対処、セミナー・研究会・訪日研修について無駄のない活動を展開した。特に日本側専門家は成果の実現のために多大な努力をした。

日本側専門家からは、全てのサブプロジェクトを横断的に見渡し、サブプロジェクト間の連絡・コミュニケーションを図るメカニズムの確立を要望する声もあった。

全体としては、JDSの調整能力がプロジェクト進捗とともに向上したため、活動のスムーズな実施が可能となった。

中間評価においては、プロジェクトの進捗が中国側立法スケジュールのニーズに合わせて調整されたが、その後に新たな活動が追加されたため、PDMの修正が間に合わず、終了時における活動と成果に若干の乖離が生じている。

3-4-2 活動の実施プロセス

1) 第1回合同調整委員会(2005年5月25日)において計画打ち合わせ(R/Dに基づく活動実施状況と活動計画の確認)が行われた。

2) 第2回合同調整委員会・中間評価調査(2005年12月26日)において実施計画及び実施状況の中間評価が行われ、プロジェクト後半に向けた活動計画についても報告と確認が行われた。

3) 第3回合同調整委員会(2006年3月3日)において実施計画及び実施状況、次年度の活動計画についての報告と確認が行われた。

4) 第4回合同調整委員会(2007年3月14日)において実施計画及び実施状況、次年度の活動計画についての報告と確認が行われた。

5) PDM上は当初計画(前提条件、投入、活動、成果、外部条件、指標)に対する変更はなされていないが、実際には外部条件の影響によって一部サブプロジェクトには投入・活動の未実施、一部活動の進捗の遅れ、あるいは活動の追加があった。

6) 実施体制の変更の有無

2005年5月より商務部及び中国側関係機関、日本側協力機関、JICAの間の業務調整をJDSが実施している。

主要なC/Pである商務部を中心に、サブプロジェクト毎に法案の改正・制定のスケジュールに合わせて参与機関からターゲット・グループを選定する体制に変更はない。

7) ターゲット・グループとの関係

【公司法サブプロジェクト】

全人代常務委員会における草案審議の本格化に伴い、公司法改正作業の中心が国务院法制弁公室から全人代へ移った。これに伴い、プロジェクトの実施にあたって、参与機関が国务院法制弁公室から全人代関係者にシフトした。改正公司法成立後は、活動

の焦点が執行支援に移ったため、ターゲット・グループが全人代関係者から執行を担当する最高人民法院、商務部、証券監督管理委員会にシフトした。

【独禁法サブプロジェクト】

法案審議のスケジュールの関係から、商務部をメインの C/P としつつ、全人代（常務委員会・法制工作委員会、財政経済委員会）、国務院法制弁公室（工業交通商事法制司）、国家工商行政管理総局等の参与機関をターゲット・グループに含めている。独禁法成立後の執行機関が最終的に定まっていないため、延長期間においては商務部が全ての可能性のある執行部門の参加を呼びかけることとする。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

本サブプロジェクトは、「都市商業網点管理条例」及び「外商事投資賃貸業（ファイナンス・リース）管理規則」等の法律、行政規則、及び部門規則等の経済活動法に関連する日本法の包括的な紹介等の活動を行っており、引き続き商務部をメインの C/P としつつ、他法令との整合性の観点から全人代（常務委員会・法制工作委員会、財務経済委員会）、国務院法制弁公室等の関係者をターゲット・グループに含めている。

3-5 評価5項目による評価結果（詳細 別添「評価グリッド」）

3-5-1 妥当性

以下の諸点から、本プロジェクトは妥当なものであったと判断される。

1) 中国の開発政策及び日本の援助政策の両方に合致している。

(i) 中国は国家目標として2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を掲げており、第10期全国人民代表大会立法計画（2003～2007年）において、今回の対象法例である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連法分野については、WTO加盟議定書の履行期限が迫っている。

(ii) 中国の政治・経済・社会情勢の変化を踏まえて、2001年10月に外務省が策定した『対中国经济協力計画』の重点分野・課題別経済協力指針の一つに「法の支配や行政における透明性・効率性の向上」を含む「改革・開放支援」が位置づけられた。この方針を踏まえてJICAは2002年3月に「民間提案型プロジェクト形成調査（民間活動への支援）」を実施し、経済関連法の立法作業や法曹関係者の人材育成に対するニーズが高いことを確認している。

2) C/Pメンバーを含む立法過程に関わる人材の知識と能力を向上させることは主要な法律の早期制定を目指す中国政府のニーズに合致していたとともに、日本法の立法から執行に至る包括的な紹介と日本の代表的な判例の紹介等について、プロジェクト事前調査で政府関係者から要請があったことはプロジェクトが中国側のニーズに合致していたことを示す。

3) 本プロジェクトは研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入れを通じて立法・審議及び法令の適用・執行にかかる中国側関係者に対し、草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行った。本プロジェクトにおいて採用した「比較法研究」型手法は起草から立法化過程まで全てのプロセスについて中国側の法律専門家の理解を深めることを通じて、中国の現状に合致した法律が策定され、中国の人材育成に貢献する点で適切だった。

全体として、本プロジェクトは中国側の高いニーズに確実に応えており、妥当性は高い。

3-5-2 効率性

本プロジェクトは投入と活動のタイミング・規模が概ね適切であったことから、効率性はほぼ確保されたと判断できる。投入については、公司法サブプロジェクトにおいて日本側専門家の負担の大きさが目立つが、その他の活動については適切かつタイミング良く実施された。

急ピッチで進む中国側の立法ニーズに対して、本プロジェクトにおいては JICA の案件採択が異例のスピードで実現し、全人代の立法計画及び関係機関の立法・執行ニーズに合わせた活動がタイミング良く開始されたため、本プロジェクトの効率性を高めることに大いに貢献した。その一方で、公司法の公開セミナーの開催については、双方の日程調整が難航したことから予定していたセミナーが開催されなかったこともあるが、その他のサブプロジェクトを含め、全体としての効率性は高いと考えられる。

公司法サブプロジェクトについては、案件開始直後に改正公司法が成立したため、立法支援から執行支援に重点を置く活動に機動的にシフトした点は、効率性を高める要因となった。独禁法サブプロジェクトについては、最も重要な立法作業の終盤に中方のニーズに即した投入が集中的に行われ、効率性を極めて高いものとした。市場流通関連法サブプロジェクトについても、中方のニーズに逐次応える形で投入が行われ、「循環経済法」に関する活動が追加されるなど、効率性の高いプロジェクト運営が成された。

3-5-3 有効性

プロジェクト目標の達成状況及びプロジェクト目標と成果の関連から見て、プロジェクトの有効性は相当に高いと判断できるものの、当初予想されていなかった外部条件へ対応するため、プロジェクトの一部が実施されなかった。この点については、すでに中間評価時点で明白になっており、その時点で PDM が変更されるべきであったと思われる。

プロジェクトは、プロジェクト目標の達成に向けて順調に進捗している。当初設定された外部条件「実施機関及び参与機関により、C/P 職員が配置され続ける」については、中国

側の担当者に変更はあったものの、的確な引き継ぎによってプロジェクトは問題なく進捗した。

プロジェクト目標と設定された成果は適切に関連し、成果に過不足はなかった。全体を通じて、プロジェクトの中国側参加者の満足度は高く、ニーズに的確に応えることができた点で有効性は高い。

3-5-4 インパクト(予測)

公司法は2006年1月にすでに施行され、独占禁止法についても2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法については、小売業に関する商務部規則が公布され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクト実施によるインパクトが発現しはじめたといえる。

本プロジェクト実施に当たって、日本の対中経済協力計画の援助重点分野の一つである「民間活動への支援」を強く意識して、中国で活動する日本企業向けに本プロジェクトに関連する法律の公開セミナーと意見交換会が実施された。また、個別法分野については、日本企業の問題意識を広く参照したことから、本プロジェクトは新たな角度からインパクトを発現した。

妥当性の項で述べたように本プロジェクトは「比較法研究」型手法を採用し、起草から執行までの全プロセスにおいて中国側の法律専門家に各分野の法の意義を深く理解する契機を与え、中国側から高い評価を受けた。その結果、日本法への中国側の理解が浸透し、それまで、欧州大陸法、英米法中心に行われてきた中国側の比較法検討に大きな転換点を与えた。本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委员会、財政経済委員会、國務院法制弁公室、最高人民法院、証券管理監督委員会等からは、本プロジェクト実施以前は限られた翻訳資料を入手して細々と日本法の検討が行われており、その他に生きた日本法と接する機会がなかったが、本プロジェクトが日本法の検討と理解を大きく前進させる契機となったこと、中国の市場経済化過程における立法・執行に大きく寄与したこと、継続的な日中法制協力が望まれること等が言及され、本プロジェクトのインパクトは大きかったといえる。

訪日研修、セミナー、研究会における中国側参加者は、活動終了後に所属する各機関内において、報告書の作成、研究報告、論文発表を行うなど、実施された知的協力が波及効果をもたらしている。

3-5-5 自立発展性(見込み)

政策面、組織面、人材面の観点から、自立発展性については以下の点が指摘できる。

政策面では、中国政府が経済活動に係る立法・改正作業を引き続き優先課題としていることから自立発展性は高いと考えられる。

組織面では、C/P 機関である商務部が本プロジェクトを通じて、中国側他機関への影響力を確立し、省庁横断的なリエゾン能力を引き続き発揮している。商務部を通じて参加した参与機関同士のコミュニケーションツールも確立され、今後も法整備分野における調整能力は継続して高まることが予見される。

インパクトの項でも述べたように、本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委員会、全人代財政経済委員会、国务院法制弁公室、最高人民法院、証券監督管理委員会等からは、本プロジェクト実施によって日本法の包括的な検討と理解を深めたこと、日本からの法制度整備支援の継続を強く望まれたことなどからも、今後の自立発展性が高いことがうかがわれる。

法整備における立法・執行協力というものは、関連する各法分野への波及効果が高いことから、本プロジェクトを契機に他の多くの法分野への協力ニーズが顕在化している。法整備分野の特徴であるが、自立発展性が高まれば高まるほど、さらなる法制協力へのニーズが発現するため、プロジェクトの延長も含め、本分野における JICA の継続的な協カスキームへの取り組みが急務である。

人材面では、C/P および参与機関のメンバーが引き続き、関連部署において能力を発揮するとともに、協力開始時に比べてより高い地位においてプロジェクトに関与を続けている点は、今後の自立発展性に大きく貢献するものと思われる。

3-6 プロジェクトの効果発現に影響を与えた要因

既に述べられているとおり、実施プロセスの面では公司法改正、独占禁止法、市場流通関連法の制定・改正が中国政府の重要な目標として位置づけられ、全人代の立法計画に則って中国側が着実に活動を実施してきたことは、全体としてプロジェクトの効果発現に予見性を与え、貢献したといえる。

加えて、商務部 C/P メンバーの知見蓄積と参与機関に対する調整能力の発揮は、本プロジェクトにおける効果発現に大きく貢献したといえる。

またプロジェクト後半においては、JDS の業務調整能力が向上し、活動のスムーズな実施に貢献した。

3-7 結論

プロジェクトの実施によって、下記のような成果が達成された。

- 1) 改正公司法は2006年1月に施行され、関連する法律・法規の改正も実施された。また、独占禁止法も2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法に関しても関連する法律・法規が成立・改正されており同国における立法計画が着実に実施された。
- 2) 本邦研修や現地セミナー、研究会等における公司法、証券法、独占禁止法、市場流通関連法に関する内容検討、関連法令に関する知見の集積、法案審議過程における助言、参与機関との関連法案に関する共通理解の土台の構築を通じ、中国における参加メンバーの各分野における法律への理解と立法・執行能力が向上した。
- 3) 破産法や会社登記条例等、関連する法律・法規の制定・改正作業が確実に実施された。
- 4) 日本法への中国側の理解が浸透し、それまで、欧州大陸法、英米法中心に行われてきた中国側の比較法検討に大きな転換点を与えた。本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委員会、全人代財政経済委員会、国務院法制弁公室、最高人民法院、証券監督管理委員会等から継続的な日中法制協力について強い要望が寄せられ、日中法制協力の新たな展開の契機をもたらした。

結論として、「比較法研究」型手法を採用したことにより、起草から立法化過程までの全プロセスにおける中国の行政官、執行官及び法律専門家の参加が能力向上にもつながったことから、本プロジェクトを実施した意義は大きい。更なる成果達成に向けて実施すべきことは次項に示す。

3-8 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

1) 独禁法サブプロジェクトについて

立法作業の遅れによって、プロジェクト期間中に独占禁止法サブプロジェクトの[成果2]、の達成が困難なところ、プロジェクト期間を2009年11月17日までの2年間延長することが必要となる。延長期間において、日中双方は、中国の独占禁止法執行機関および関連する参与機関、司法関係者の同法に対する理解と執行能力を向上させる活動に注力すべきである。

なお、終了時評価時点で「延長期間中の活動計画」まで詳細に議論できなかった点に関しては、改めて双方で議論をする機会を持つことが必要である。

①中国側が実施すべき方策

独占禁止法の執行について、国务院の決定等に関する公開可能な情報を日本側に提供し、執行支援に関する協力延長の枠組みを早期に確立すべきである。

②日本側が実施すべき方策

独禁法サブプロジェクトの残された活動が適切なタイミングで継続されるために、JICAは、日中双方の関係者間の意思疎通を確実に図り、きめ細かなフォローを実施すべきである。

2) 市場流通関連法サブプロジェクトについて

市場流通関連法については所期の成果を達成したものの、本分野における中国側の立法ニーズは拡大しており、プロジェクト期間中に全て対応することが困難であったため、中国側は延長して協力をを行うことを強く希望した。本分野に関し、日本側が国内関係機関と協力の延長の可能性について検討することを提言する。

3-9 教訓 (JICA に対する教訓)

1) 本プロジェクトで作成された日本法に関する翻訳教材や判例解説等は、今後の立法・改正作業に従事する若手人材の知見蓄積にも活用が可能であり、起草・立法・普及のプロセスに貢献する可能性があり、有効である。全ての法整備プロジェクトにおける共通の理解であるが、関連資料の正確な翻訳は、法文の定義規定が立法技術上の要とされることから、地味でありながらプロジェクトの最も重要な活動とされる。今次プロジェクトにおける資料翻訳予算の確保は、これまでに実施された類似案件における問題意識・提言を確実に反映したものであり、高く評価できる。

2) 訪日研修における教材については参加者の事前準備のため、早めに配布し、予修期間を確保することが、短期研修における効率性を高めるうえで必要である。

3) 中国における法整備は、5年ごとに公表される全人代の立法スケジュールに則って整然と行われる。同立法計画は公表された時点から着手され、開始時点から5年間で法令の改正・立法の全プロセスが終了しなければならないため、法整備支援協力には柔軟性とスピード感が求められる。今次プロジェクトのみならず、法制協力分野全般において、日本での案件採択から実施にかけて一定の時間を要することがタイムリーな協力を阻害する要因となっている。立法計画の全容が決まった時点から案件形成に着手し、採択までの通常プロセスを実施すると、案件採択時にはニーズそのものがなくなっている可能性が高い。ドイツ、EU、世銀、ADBをはじめとする支援機関は、法整備分野の協力においては、特定された単体法の支援というよりも、法分類（行政法、民事法、経済法など）毎に大枠のみを示すという柔軟な支援スキームを採用しており、当該法分野内における多様なニーズに機動

的に対応できる体制を整えている。過去に JICA が実施した類似案件についても同様なスキームが採用されており、本分野における協力については、柔軟かつ迅速なファスト・トラック採択のしくみを確立することが望ましい。

4) 全ての法整備支援プロジェクトにおいて業務調整の役割はプロジェクトの成功を左右する要である。業務調整を担うコンサルタントあるいは専門家は、個別単体法の深い理解は必要とされないものの、日本及び相手国の立法政策、立法プロセス、立法スケジュール、立法技術について幅広い知識を求められると同時に、相手国の法の執行体制、執行機関のガバナンスの実態、人材配置を含め、法整備を巡る周辺環境全般についての専門的情報を収集し、個別単体法の支援を実施する学識者、専門家に適切な情報をインプットしつつ、複雑な業務調整を確実に実施することが求められる。

5) 中国の法整備支援協力ニーズは多岐多様であり、同国の日本の貢献に対する期待も大きい。本分野における日本の協力は、世界経済の中の中国の位置づけを鑑みると、中国国内のみならず、中国で活動する日本の企業を始めとする世界各国の企業に対するインパクトも大きい。日中両国の通商及び経済関係が緊密化する中で、法律分野での交流は益々重要性を増している。日本として、中国に対する法整備協力のあり方に関して、長期的計画を策定した上で、今後の継続的協力の検討を行う必要がある。

6) 法整備支援分野プロジェクトについて、他の類似プロジェクトの終了時評価にも言及されているが、従来の PCM 手法に基づく DAC5 項目を用いた案件評価では正確な評価を実施しにくい。今後は、他の援助機関が適用している評価手法(例：リーガル・インパクト・アセスメント)や評価指標の検討を含め、同分野の評価体制・方法論を研究・確立する必要がある。

7) 法整備支援案件については、法律の専門能力を持つ長期専門家が常駐し、プロジェクト全体を横断的にマネジメントするなど、安定かつ一貫性のあるプロジェクト運営に携わることが望ましい。

以上

別添

1 達成度グリッド1(投入実績・活動)

1-1 活動(PDM)投入実績比較表(概要版)

1-2 投入計画/実績比較表

1-3 C/P 配置一覧表

2 達成度グリッド2(成果)

2-1 独占禁止法立法経緯

2-2 独占禁止法新旧条文対照表

2-3 公司法周辺法制定経緯

2-4 「商業特許(フランチャイズ)経営管理条例」新旧条文対照表

2-5 中国「小売業者と納入業者の公平取引管理規則」新旧条文対照表

2-6 中国「小売業者の販売促進行為の管理規則」新旧条文対照表

3 評価グリッド

達成度グリップ1 (投入実績・活動)

【別添1】

分野	活動	情報源	指標(期待される結果)	実績
サブプロジェクト1：公司法の改正				
[活動1]	(1) 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介	研究会報告	研究会、訪日研修等での助言・提言など	(別添1-1)「活動(PDM)/投入実績比較表(概要版)」
	(2) 公司法及び周辺法に関する日中の法規及び施行細則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M&A関連法)	“	“	“
	(3) 公司法の立法審議にかかる特定課題検討	“	“	“
サブプロジェクト2：独占禁止法の立法				
[活動1]	(1) 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介	研究会報告	研究会、訪日研修等での助言・提言など	(別添1-1)「活動(PDM)/投入実績比較表(概要版)」
	(2) 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M&A関連法)	“	“	“
	(3) 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修	“	“	“
	(4) 独占禁止法立法審議にかかる特定課題の検討	“	“	“
[活動2]	(1) 独占禁止法に関する日本法及び施行細則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介	“	“	“
サブプロジェクト3：市場流通関連法の共同研究				
[活動]	市場流通に関連する日本法の包括的な紹介	研究会報告書、訪日研修資料等	研究会、訪日研修での助言等	(別添1-1)「活動(PDM)/投入実績比較表(概要版)」

活動 (PDM) / 投入実績比較表 (概要版)

【活動】	【日本側投入】	【中国側投入】
<p><u>サブプロジェクト 1: 公司法の改正</u></p> <p>【活動 1】</p> <p>(1) 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介</p> <p>(2) 公司法及び周辺法に関する日中の法規および施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言 (周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M&A 関連法)</p> <p>(3) 公司法の立法審議にかかる特定課題検討</p> <p>【活動 2】</p> <p>(1) 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析</p> <p>(2) 日本の商業登記関連法および研修資料の紹介</p> <p>(3) 商業登記実施方法に関する課題の特定と提言</p> <p>【活動 3】</p> <p>(1) 日中の代表的な会社法判例の紹介と分析</p> <p>(2) 中国における公司法の適用に係る紛争の解決に関する課題の分析と提言</p>	<p>詳細は、別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回本邦研修「公司法(立法)研修」(2004 年 9 月 10 日～18 日) 研修員 7 名 ・第 1 回研究会 (2005 年 3 月 1 日～2 日) 派遣専門家 1 名 ・第 2 回本邦研修「立法審議研修」(2005 年 3 月 27 日～4 月 9 日) 研修員 10 名 ・第 2 回研究会 (2005 年 7 月 18 日) 派遣専門家 2 名、中国人講師 3 名 ・第 3 回研究会 (2005 年 9 月 2 日) 派遣専門家 3 名、中国人講師 2 名 ・第 4 回研究会 (2005 年 11 月 1 日～3 日) 派遣専門家 3 名、中国人講師 3 名 ・第 5 回研究会 (2005 年 12 月 19 日) 派遣専門家 2 名 ・第 3 回本邦研修「公司法(立法審議)」(2006 年 1 月 17 日～25 日) 研修員 10 名 ・現地再委託調査「改正公司法執行の現状と課題」 ・第 1 回セミナー (2006 年 2 月 24 日) 派遣専門家 5 名、中国人講師 1 名 	<p>詳細は、別紙のとおり</p> <p>研修員 7 名</p> <p>C/P 4 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>C/P 10 名</p> <p>C/P 18 名</p> <p>C/P 20 名</p> <p>C/P 6 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>C/P 15 名</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・第 6 回研究会 (2006 年 3 月 23 日) 派遣 専門家 2 名 ・第 2 回セミナー (2006 年 7 月 24 日) 派遣 専門家 3 名、中国人講師 2 名 ・第 4 回本邦研修「公司法(適用執行)」(2006 年 8 月 27 日～9 月 5 日) 研修員 9 名 ・第 3 回セミナー (2006 年 10 月 14 日～15 日) 派遣専門家 4 名 ・第 7 回研究会 (2006 年 12 月 18 日) 派遣 専門家 2 名、中国人講師 5 名 ・第 4 回セミナー (2006 年 12 月 23 日～24 日) 派遣専門家 3 名 ・第 5 回本邦研修「公司法 (適用・執行支 援)」(2007 年 1 月 30 日～2 月 8 日) 研修 員 11 名 ・第 6 回本邦研修「立法研修」(2007 年 7 月 1 日～12 日) 研修員 10 名 ・第 5 回セミナー (2007 年 11 月 12 日～13 日) 派遣専門家 4 名 ・第 8 回研究会 (2008 年 1 月) 派遣専門家 2 名 <u>(予定)</u> ・第 6 回セミナー (2008 年 3 月) 派遣専門 家 3 名 <u>(予定)</u> 	<p>C/P 14 名</p> <p>C/P 8 名</p> <p>研修員 9 名</p> <p>C/P 76 名</p> <p>C/P 13 名</p> <p>C/P 53 名</p> <p>研修員 11 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>C/P96 名</p> <p>C/P 20 名 <u>(予定)</u></p> <p>C/P 50 名 <u>(予定)</u></p>
--	---	--

【活動】	【日本側投入】	【中国側投入】
<p>サブプロジェクト 2: <u>独占禁止法の立法</u></p> <p>【活動 1】</p> <p>(1) 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介</p> <p>(2) 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M&A 関連法等）</p> <p>(3) 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修</p> <p>(4) 独占禁止法立法審議にかかる特定課題の検討</p> <p>【活動 2】</p> <p>(1) 独占禁止法に関する日本法及び施行規則（ガイドライン）、代表的な審判・審決例の紹介</p> <p>(2) 独占禁止法の施行機関の組織構築への提言</p> <p>(3) 独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言</p>	<p>詳細は、別紙のとおり</p> <p>・第 1 回本邦研修「独占禁止法整備支援研修」(2004 年 10 月 11 日～11 月 6 日) 研修員 9 名</p> <p>・第 1 回研究会 (2005 年 3 月 22 日、24 日) 派遣専門家 2 名</p> <p>・第 2 回研究会 (2005 年 6 月 23 日～24 日) 派遣専門家 4 名</p> <p>・第 2 回本邦研修「独占禁止立法」(2005 年 10 月 10 日～11 月 5 日) 研修員 10 名</p> <p>・第 3 回本邦研修「独占禁止法 (個別課題)」(2005 年 11 月 27 日～12 月 3 日) 研修員 6 名</p> <p>・第 3 回研究会 (2006 年 2 月 28 日) 派遣専門家 3 名</p> <p>・第 4 回研究会 (2006 年 8 月 18 日) 派遣専門家 2 名</p> <p>・第 4 回本邦研修「独占禁止法整備支援研修」(2006 年 8 月 27 日～9 月 27 日) 研修員 10 名</p> <p>・第 5 回本邦研修「独占禁止法 (立法審議)」(2006 年 12 月 3 日～12 月 13 日) 研修員</p>	<p>詳細は、別紙のとおり</p> <p>研修員 9 名</p> <p>C/P 8 名</p> <p>C/P 16 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>研修員 6 名</p> <p>C/P 14 名</p> <p>C/P 10 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>研修員 10 名</p>

	<p>10名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回研究会(2007年1月29日)派遣専門家4名、中国人講師3名 ・第6回研究会(2007年6月11日)派遣専門家3名、中国人講師2名 ・第6回本邦研修「独占禁止法(立法審議)」(2007年10月9日～11月3日)研修員10名 ・第7回本邦研修(2008年1月)研修員10名(予定) ・第1回セミナー(2007年12月20日)派遣専門家4名、中国人講師5名(予定) ・第7回研究会(2008年3月)派遣専門家2名、中国人講師3名(予定) 	<p>C/P 9名</p> <p>C/P 9名</p> <p>研修員 10名</p> <p>研修員 10名(予定)</p> <p>C/P 20名(予定)</p> <p>C/P 20名(予定)</p>
<p>【活動】</p> <p>サブプロジェクト3: <u>市場流通関連法の共同研究</u></p> <p>【活動】 市場流通に関連する日本法の包括的な紹介</p>	<p>【日本側投入】</p> <p>詳細は、別紙のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回立法研究会(2005年3月16日、17日)派遣専門家2名 ・第1回本邦研修「市場流通法(立法/フランチヤイズ)」(2005年8月3日～13日)研修員10名 	<p>【中国側投入】</p> <p>詳細は、別紙のとおり</p> <p>C/P 19名</p> <p>研修員 10名</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回本邦研修「市場流通法（立法／大規模小売店舗）」（2005 年 10 月 23 日～10 月 29 日）研修員 5 名 ・第 2 回研究会（2005 年 12 月 9 日）派遣 専門家 2 名 ・第 3 回本邦研修「市場流通関連法（立法支援／ファイナンス）」（2006 年 9 月 18 日～26 日）研修員 10 名 ・第 3 回研究会（2007 年 1 月 17 日）派遣 専門家 3 名 ・第 4 回本邦研修「市場流通法（立法／無店舗販売）」（2007 年 1 月 21 日～30 日）研修員 10 名 ・第 5 回本邦研修「立法研修（信用制度）」（2007 年 6 月 24 日～7 月 5 日）研修員 10 名 ・第 6 回本邦研修「立法研修（市場流通基本法）」（2007 年 8 月 21 日～9 月 1 日）研修員 10 名 ・第 4 回研究会（2007 年 9 月 14 日）派遣 専門家 2 名、中国人講師 2 名 ・第 5 回研究会（2007 年 12 月）派遣専門家 2 名（予定） ・第 7 回本邦研修「循環経済法」（2008 年 1 月 14 日～23 日）研修員 6 名 	<p>研修員 5 名</p> <p>C/P 20 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>C/P 17 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>研修員 10 名</p> <p>C/P 10 名</p> <p>C/P 17 名（予定）</p> <p>研修員 6 名</p>
--	---	---

④ [計画]	【適用】 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析								【別添1-2】
④ [実績]	会社登記条例の施行機関の実態調査と分析				●	●	●		
⑤ [計画]	日本の商業登記関連法および研修資料の紹介			△	●	●	■		
⑤ [実績]	日本の商業登記関連法および研修資料の紹介			■					
⑥ [計画]	商業登記実施方法に関する課題の特定と提言						●	○	
⑥ [実績]	商業登記実施方法に関する課題の特定と提言								
④ [計画]	【執行】 日本の代表的な会社法判例の紹介						■	●	
④ [実績]	日本の代表的な会社法判例の紹介					■	○		
⑤ [計画]	公司法の執行に係る民事紛争、違反の解決に関する課題の特定と提言						●	○	
⑤ [実績]	公司法の執行に係る民事紛争、違反の解決に関する課題の特定と提言							●	●

■本邦研修、●中国での研究会、○中国でのセミナー、一中国での現地調査、△情報提供

	【適用・執行】					【別添1-2】
⑤ 【計画】	独占禁止法に関する日本法および施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介			△		
⑤ 【実績】	独占禁止法に関する日本法および施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介				■	
⑥ 【計画】	独占禁止法の施行機関の組織構築への提言			■ ● ■		
⑥ 【実績】	独占禁止法の施行機関の組織構築への提言				●	
⑦ 【計画】	独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言			○		
⑦ 【実績】	独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言				○	

■ 本邦研修、● 中国での研究会、○ 中国でのセミナー、- 中国での現地調査、△ 情報提供

投入計画／実績比較表

3. 市場流通関連法サブプロジェクト

活動	Year 1				Year 2				Year 3				Year 4			
	FSY04	FSY05	FSY06	FSY07	FSY05	FSY06	FSY07	FSY08	FSY06	FSY07	FSY08	FSY09	FSY07	FSY08	FSY09	FSY10
(立法作業)																
(審議、公布、適用、施行)																
【立法】																
3-1 [計画]																
3-2 [実績]	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	●	■	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■本邦研修、●中国での研究会、○中国でのセミナー、－中国での現地調査、△情報提供

2004年度 C/P一覧表

部	氏名	職名	公司法		独禁法		市場流通 関連法	
			第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第1回 研究会	第1回 本邦研修	第1回 研究会	第1回 研究会
商務部								
【条約法律司：競争処】								
	呉 振国	処長		■			■	■
	李 明	係員		■	■			
	蔣 洪	係員			■		■	
	劉 紅	処長				■		
	張 一哲	係員				■		
	王 長斌	調研員					■	
	解 琳	係員						■
	王 懿	係員						■
	王 一	係員						■
【条約法律司：市場流通処】								
	李 玲	巡視員(局長 クラス)						■
	張 晨陽	副処長						■
	康 英傑	科員						■
	董 傑	科員						■
	張 慧玲	科員						■
【國際經貿關係司】								
	陳 志陽	係員				■		
【市場体系建設司】								
	路 政園	処長						■
	曹 德榮	処長						■
【外資司】								
	朱 水	調研員						■
【國際司】								
	羅 志揚	処長						■
全国人民代表大会								
【財政經濟法委員会法案室】								
	劉 修文	副主任 (副局長)			■			
	張 鑫	処長					■	
	鐘 真真	処長					■	
	朱 忠良	副処長					■	
【常務委員会法制工作委員会經濟法室】								
	王 翔	主任科員			■			
	王 清	処長				■		
國務院法制弁公室								
	姜 天波	処長	■					
	曾 壯鵬	司長助理	■					
	桃 富泉	処長	■					
	蔡 富敏	処長	■					
	王 新	係員	■					
	薛 曉紅	係員	■					

部	氏名	職名	公司法			独禁法		市場流通 関連法
			第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第1回 研究会	第1回 本邦研修	第1回 研究会	第1回 研究会
	王 鋒	係員	■					
	張 迅	処長		■				
	郭 啓文	処長			■			■
	王 野	副処長			■			
	丁 才	副司長				■		
	崔 書鋒	科員					■	
国家工商行政管理総局								
【法規司】								
	吳 心曠	科員			■			
	干 宝寬	科員				■		
【公平交易局】								
	王 燕平	副処長				■		
	楊 潔	副処長					■	
中国政法大学民商經濟法学院								
	趙 旭東	副院長、教授		■				
浙江省對外經濟貿易庁								
	陸 軍	副主任科員			■			
江西省對外經濟貿易庁								
	徐 春	主任科員			■			
雲南省商務庁								
	李 熙燕	副処長			■			
上海市對外經濟貿易委員会								
	李 鷲	科員				■		
遼寧省對外經濟貿易庁								
	張 龍	副処長				■		
首商城市規則研究院								
	王 希來	院長						■
中国城市商業ネットワーク建設管理連合会								
	王 永平	秘書長						■
中国チェーンストア協会								
	武 瑞玲	副秘書長						■
毅弘弁護士事務所								
	安 鋼	弁護士						■

2005年度 C/P一覽表

部	氏名	職名	公司法						独禁法			市場流通関連法				
			第2回 研究会	第3回 研究会	第4回 研究会	第5回 研究会	第6回 研究会	第1回 セミナー	第3回 研究会	第2回 研究会	第3回 研究会	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第2回 研究会
【条約法律司】																
商務部	尚明	司長														
	李玲	巡視員														
	吳振國	処長														
	王長斌	処長														
	温先清	処長														
	路涛	副処長														
	馮岩	副処長														
	張殿陽	副処長														
	張慧玲	幹部														
	張松曉	幹部														
	張一哲	幹部														
	蔣涛	幹部														
	馬宇馳	幹部														
	解琳	幹部														
	孫瀾	幹部														
	康英傑	幹部														
	蔡峻峰	幹部														
	李志強	幹部														
	童傑	幹部														
胡国磊	幹部															
王一	幹部															

部	氏名	職名	公司法						独禁法			市場流通関連法			
			第2回 研究会	第3回 研究会	第4回 研究会	第5回 研究会	第6回 研究会	第1回 セミナー	第3回 研究会	第2回 研究会	第1回 研究会	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修
【政研部】															
	李子慧	幹部			■										
【市場体系建設司】															
	王 强	係長											■		
【市場建設司】															
	曹德榮	処長												■	
	路政崗	処長													■
【市場運行建設司】															
	曲 英	処長													■
	刑文凱	調研員											■		
【商業改革發展司】															
	梁志君	副処長													■
	董 博	副主任科員											■		
【國際貿易經濟合作研究院】															
	聂平香												■		
	金伯生	主任											■		
【國際貿易經濟合作研究院了シア太平洋研究センター】															
	徐長文												■		
【外資司】															
	趙 陽	幹部												■	
	劉克毅	幹部												■	
	王小承	幹部												■	

部	氏名	職名	公司法						独禁法				市場流通関連法			
			第2回研究会	第3回研究会	第4回研究会	第5回研究会	第6回研究会	第1回セミナー	第3回本邦研修	第2回研究会	第3回研究会	第1回本邦研修	第2回本邦研修	第1回本邦研修	第2回本邦研修	第2回研究会
全国人民代表大会常务委员会																
【法制工作委员会经济法学室】																
	黄建初	主任		■												
	袁傑	处长	■		■											■
	王柏	处級調研員	■						■							
	王清	处长				■										
	田雁苗	处长			■											
	李建國	处长			■											
	王翔	幹部	■													
	劉新林	幹部														
	施春風	幹部														
【財經委員會法案室】																
	朱少平	主任														
	鍾真真	处长	■													
	張鑫	幹部														
	侯洪濟	幹部														
	郝亮亮	幹部														
國務院法制辦公室																
【工業交通商事法制司】																
	蕭超潔	司長助理														
	楊潔	副處長														
	張粟波	副處長														
	閔淑榮	副處長														
	李盛															
	劉健	幹部														
	王鈔	幹部														
	姜杉	幹部														
	高琇琇	幹部	■													

部	氏名	職名	公司法						独禁法				市場流通関連法				
			第2回 研究会	第3回 研究会	第4回 研究会	第5回 研究会	第6回 研究会	第1回 セミナー	第3回 本邦研修	第2回 研究会	第3回 研究会	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第2回 研究会	
最高人民法院	金劍鋒	法官			■												
	【民事審判第二庭】																
	宋曉明	庭長				■				■							
	劉敏	裁判官									■						
	【外事局】																
	韓 峰					■											
国家工商行政管理總局																	
	吳海峰					■											
【公平取引局】																	
	楊 潔	副處長														■	
	杜玉慶	助理調研員										■					
【法規司】																	
	陳 卓	處長											■				
中国証券監督管理委員会																	
【法律部】																	
	焦津洪	副主任															
	馮鶴年	副主任															
	陸沢峰	處長															
	吳國防	副處長															
	李 健	幹部															
中国人民银行																	
【条約法律司】																	
	劉慧蘭	副司長															
	劉玉蓉	副處長															
	李彦浩	幹部															
	陳文成																
	景 瑋																

部	氏名	職名	公司法						独禁法						市場流通関連法				
			第2回 研究会	第3回 研究会	第4回 研究会	第5回 研究会	第6回 研究会	第1回 セミナー	第3回 研究会	第2回 研究会	第1回 本邦研修	第3回 研究会	第2回 本邦研修	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第2回 研究会	第1回 研究会		
中国銀行監督管理委員会	羅 英				■														
	国有資産監督管理委員会																		
	【法規司】																		
全国競争和規範市場經濟秩序領導小組弁公室	陳麗潔				■														
	周 昊				■														
	寇亞南	宣傳研修 責任者																■	
地方政府	【法規組】																		
	胡 爽	幹部																■	
	【信用組】																		
地方政府	吳功陽	組長																■	
	【遼寧省商藥庁】																		
	王化峰	紀檢組長																■	
	【青海省商務庁】																		
	李文利																	■	
	【河北省商務庁】																		
	蘇 研	処長																■	
	【天津市商務委員会法規処】																		
	趙濤軒																		■
	【広東省外經貿庁】																		
陳立騏																		■	
【四川省商務庁】																			
王春蓮	処長																	■	
【上海市政府駐北京事務所】																			
陳愛淋	幹部																	■	

部	氏名	職名	公司法						独禁法			市場流通関連法						
			第2回 研究会	第3回 研究会	第4回 研究会	第5回 研究会	第6回 研究会	第1回 セミナー	第3回 本邦研修	第2回 研究会	第3回 研究会	第1回 本邦研修	第2回 本邦研修	第1回 本邦研修	第2回 研究会			
地方政府																		
【湖南省商務庁】																		
	姜衡舒	処長													■			
【鄂夏省商務庁政策法規処】																		
	陳志璋	処長									■							
大学																		
【中国政法大学民商經濟法学院】																		
	趙旭東	副院長	■	■	■						■							
	徐曉松	教授	■															
	時建中	教授										■						
	江平	教授								■								
【北京大学法学院】																		
	盛傑民	教授																■
【中国人民大学商学院】																		
	葉林	教授								■								
	黄江明	副教授																■
【中国社会科学院法学研究所】																		
	陳 甦	副所長	■															
【对外經濟貿易大学】																		
	沈四宝	院長														■		
	黄 勇	教授														■		
【清華大学法学院】																		
	王保樹	教授													■			
	朱慈羅	教授		■														
【中国檢察学院】																		
	石少俠	学院長														■		

2006年度 C/P一覽表

部	氏名	職名	公司法					独禁法					市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	審議訪日 特別研修	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修	
【条約法律司：競争処】																
商務部	尚 明	司長														
	尹 燕玲	処長				■		■								
	葉 軍	副処長				■		■								
	解 琳	幹部				■		■								
	蔣 洵	幹部				■		■								
	程 秀強	係長補佐								■						
	吳 振国	副司長														
	李 文柱	助理調研員										■				
	蔡 峻峰	係長										■				
	【条約法律司：市場流通処】															
商務部	張 慧玲	幹部														
	王 薔	幹部											■			
	杜 宝忠	処長											■			
	張 晨陽	副処長														
	胡 国磊	主科														
【条約法律司：投資法律処】																
商務部	鮑 治	幹部														
	【外資司製造業処】															
商務部	邱 麗新	処長														
	【駐大連特派辦事處】															
商務部	賈 鳳仙															

部	氏名	職名	公司法							独禁法				市場流通関連法						
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 本邦研修	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修					
	【駐大連特派辦事處：協調處】																			
	崔 書鋒		■																	
	【市場体系建設司】																			
	李 党会	調研員														■				
	王 瓶	主科																		■
	胡 劍萍	処長														■				
	【商業改革發展司】																			
	趙 濤	幹部														■				
	王 翺飛	副科																		■
	【外国投資管理司】																			
	過 偉	職員																		
	吳 宗弟	副処長														■				■
	【信息化司】																			
	趙 秀芬	調研員																		■
	【市場運行調節司】																			
	曲 英	副処長																		
	賈 堯蘇	科員														■				■
全國人大	【常務委員會法制工作委員會】																			
	安 建	主任												■						
	王 翔	幹部																		■
	【經濟法室】																			
	趙 雷	主科																		■
	胡 建																			■
	馬 正平																			■
	陳 揚躍	幹部																		■
	黃 建初																			
	劉 佐軍																			■
	張 雪松	主任科員																		■

部	氏名	職名	公司法					独禁法					市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	審議助日 特別研修	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修	
【法案室】																
	朱少平	主任				■		■								
	孫語	幹部				■										
【財經委員会】																
	賈志傑	主任						■								
	朱忠良								■							
	鐘真真	副司長									■					
	郝亮亮	係長補佐										■				
國務院法制辦公室																
	牛園園	幹部									■					
	張要波	処長										■				
	劉健	幹部												■		
	張劍輝	係長補佐											■			
【工業交通商事法制司】																
	方欣	幹部											■			
	朱作鑫	幹部							■							
	高瑋璋	幹部												■		
【政府法制研究センター】																
	李高成	職員												■		
国家工商行政管理総局																
【企業司】																
	任愛榮	副司長												■		
【原政策研究室】																
	吳炯	前主任												■		
【公平交易局】																
	潘海峰	副処長													■	
【公平交易局：反独占所】																
	杜玉慶	調査員													■	

部	氏名	職名	公司法					獨禁法				市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 本邦研修	第5回 研究会	第3回 研究会	第3回 本邦研修	第4回 本邦研修
国家財務総局政策法規司															
	傅 紅偉	処長												■	
最高人民法院															
	奚 曉明	副院長			■										
	葉 小霄	高級法官		■											
	王 東敏	高級法官		■											
	王 憲森	高級法官		■											
	王 閻	法官		■											
	金 劍鋒				■										
	裴 瑩碩				■										
	賈 緯				■										
	殷 媛				■										
	王 游				■										
	雷 維平				■										
	趙 聰軍				■										
	楊 徵宇	裁判官助理						■				■		■	
【民事審判第二庭】															
	宋 曉明	庭長			■										
	張 勇健	副庭長		■											
	劉 敏	審判長			■										
	錢 曉晨	審判長			■										
	趙 珂	裁判官			■										
	劉 雪梅	裁判官			■										
【審判監督庭】															
	黃 永推	副庭長		■											
【原經濟審判庭】															
	孫 宗瀾	前庭長												■	
【告訴上訴審判庭】															

部	氏名	職名	公司法					独禁法					市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 特別研修	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修	
	【執行非公室】															
	俞 霖雨	主任						■								
	中国証券監督管理委員会															
	焦 津洪	副主任						■								
	【法律部】															
	吳 国舫	副処長				■										
	顧 軍鋒	幹部				■										
	何 艶春	職員							■							
	黃 焯	主任														
	【リスク処置非公室】															
	姚 焯	副主任								■						
	【国際部】															
	劉 軼															
	国有資産監督管理委員会															
	【法規司】															
	周 吳	副処長														
	社会科学院法学研究所															
	劉 俊海															
	国家検察官学院															
	石 少快															
	全国総工会（労働組合総連合会）															
	【法律部】															
	郭 龍	部長														
	中国銀行監督管理委員会															
	【法務部】															
	黃 毅	主任														
	【非銀行金融機構監督部】															
	李 映雪	幹部													■	

部	氏名	職名	公司法					獨禁法					市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	審議防日 特別研修	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第3回 本邦研修	第4回 本邦研修
全国整備和規範市場経済秩序領導小組弁公室																
	王 宏偉	副科													■	
中国民用航空総局政策法規司																
	孟 慶芬	処長													■	
全国リース設備業協会																
	覃 業峻	会長													■	
全国リース設備專業委員会																
	余 小梅	秘書長													■	
北京市																
	【高級人民法院】															
	劉 蘭芳															
	【商務庁】															
	李 薇薇	助巡視員													■	
広東省																
	【高級人民法院】															
	古 錫麟	民事審判庭長														
	【経貿委員会】															
	楊 朝暉	副処長													■	
浙江省																
	【高級人民法院】															
	屠 有根	審判長													■	
江蘇省																
	【高級人民法院】															
	王 世華														■	
	【対外貿易経済合作庁】															
	趙 宇虹	係長													■	

部	氏名	職名	公司法					独禁法					市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 本邦研修	第5回 研究会	審議訪日 特別研修	第3回 研究会	第3回 研究会	第4回 本邦研修
上海市	【高級人民法院】															
	高 琼	法官		■												
	鄒 碧華				■											
上海証券取引所																
	陸 文山				■											
大连市投資促進センター																
	【招商二部】															
	常 鳳忠															
	李 穎															
	林 雯															
	【企業誘致二部】															
	宋 揚															
大连市对外贸易経済合作局																
	【国外経済合作處】															
	李 通河															
四川省																
	【商務庁】															
	嚴 曉霞	係長														
蘇州市																
	【對外經濟貿易局政策法規處】															
	袁 志平	職員														
アモイ市																
	【貿易發展局法規處】															
	陳 京生	係長														
内蒙古																
	【商務庁】															
	劉 春維	処長													■	

部	氏名	職名	公司法					独禁法				市場流通関連法									
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修							
河南省	【商務庁】																				
	恵 春麗	助調査研究員																			
山西省	【商務庁】																				
	田 国玉	処長																			
重慶外経貿委	顧 華												處長								
	顧 華												處長								
安徽省	【商務庁】																				
	汪 泱	副処長																			
黒竜江省	【商務庁】																				
	韓 麥榮	調研員																			
山東省	【外経貿庁】																				
	姜 宝臣	副処長																			
聞到弁護士事務所	張 稚萍																				
龔興弁護士事務所	樂 湧濟																				
高朋天連弁護士事務所	陳 焯																				
リース業専門ライター	沙 泉																				
リース業専門家	屈 延凱																				

部	氏名	職名	公司法					独禁法					市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第4回 本邦研修	第3回 セミナー	第7回 研究会	第4回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第3回 本邦研修	審議 訪日 特別 研修	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修	
清華大学	謝 維和	副校長			■											
	【商法研究センター】															
	王 保樹	教授			■	■										
	【法学院】															
	朱 慈道	教授	■		■											
	湯 欣	助教授			■	■										
施 天祥				■												
王 晨光				■												
何 美歆				■												
中国政法大学																
【民商法経済法学院】																
管 曉峰	面所長/教授	■														
中国社会科学院																
【法学研究所】																
王 曉暉	教授				■											
对外經濟貿易大学法学院																
沈 四宝	教授				■											
孫 威						■										
黃 勇	教授								■	■						
中国人民大学法学院																
葉 林	教授				■											
吳 漢洪	教授									■						
同济大学																
高 旭軍					■											
中央財大																
郭 峰					■											
上海交通大学法学院																
王 先林	教授												■			

2007年度 C/P一覽表

部	氏名	職名	公司法		独禁法		市場流通関連法		
			第6回 本邦研修	第5回 セミナー	第6回 研究会	第6回 本邦研修	第5回 本邦研修	第6回 本邦研修	第4回 研究会
商務部									
【条約法律司：競争処】									
	尚 明	司長							■
	尹 燕玲	処長							■
	葉 軍	副処長			■	■			
	解 琳	幹部			■				
	葛 曉峰	係長	■						
	楊 乘勛	係長補佐				■			
	蔡 峻峰	係長						■	
【条約法律司：市場流通処】									
	馮 岩	副処長						■	
	康 英傑	係長補佐					■		
【國際司】									
	沖 吳						■		
【全國整頓と規範市場經濟秩序指導チーム弁公室】									
	桃 広海	副秘書長							■
	王 勝利	処長							■
	楊 軍生	副処長					■		■
	丁 燕	幹部					■		
	張 潔	幹部							■
【条約法律司：協調處】									
	崔 世鋒								■
【市場体系建設司】									
	王 強	主科						■	
【商業改革發展司】									
	李 京平	調研員						■	
【外國投資管理司】									
	張 鑫煒	係長				■			

部	氏名	職名	公司法		独禁法		市場流通関連法		
			第6回 本邦研修	第5回 セミナー	第6回 研究会	第6回 本邦研修	第5回 本邦研修	第6回 本邦研修	第4回 研究会
【市場運行調節司】									
	張 豫軍	助理調研員						■	
全国人民代表大會									
【常務委員會法制工作委員會】									
	王 翔	幹部				■			
	胡 健	幹部			■				
【財經委員會】									
	郝 亮亮	係長補佐			■				
	拜合提爾 尔依米提	係長				■			
國務院法制弁公室									
	季 嬭銀	処長	■						
	万 欣	幹部				■			

	劉 健	幹部			■				
国家工商行政管理總局									
【公平交易局】									
	石 小六	処長				■			
	楊 潔	副処長			■				
中国証券監督管理委員会									
【法律部】									
	黄 焯	主任	■						
	顧 軍鋒	係長補佐	■						
	韓 焯	係長	■						
【北京監督管理局】									
	楊 琳	副局長	■						
【内蒙古監督管理局】									
	韓 永寧	処長	■						
【弁公庁】									
	郭 元忠	主任科員	■						

部	氏名	職名	公司法		独禁法		市場流通関連法			
			第2回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修	
中国銀行監督管理委員会										
	張 向麗							■		
深圳市										
	【貿易工業局】									
	教 娟	係長補佐					■			
貴州省										
	【商務庁】									
	龔 大權	処長					■			
海南省										
	【商務庁】									
	王 偉	処長					■			
吉林省										
	【商務庁】									
	戴 新華	処長						■		
安徽省										
	【商務庁】									
	劉 曉鴻	副調研員						■		
広西壮族自治区										
	【商務庁】									
	韋 朝暉	処長						■		
寧夏回族自治区										
	【商務庁】									
	藍 若玲	副処長						■		
寧波市										
	【對外貿易經濟合作局】									
	徐 玉芳	処長						■		

部	氏名	職名	公司法		独禁法		市場流通関連法		
			第2回 セミナー	第5回 本邦研修	第4回 研究会	第5回 研究会	第3回 本邦研修	第3回 研究会	第4回 本邦研修
福建省									
【経済貿易委員会】									
	吳添富	副処長						■	
広東省									
【経済貿易委員会】									
	楊朝暉	副処長						■	
湖北省									
【商務庁】									
	石翔	主科						■	
陝西省									
【商務庁】									
	李志榮	処長						■	
中国商業連合会									
	朱凌	副処長						■	
深圳市人民政府									
【金融發展サービス弁公室】									
	肖志家	副主任							■
融元征信有限公司									
	谷国良	總經理							■
	馬漫原	部門經理							■
北京大学法学院									
	彭水	副教授	■						
对外經濟貿易大学									
	黄勇	教授			■				
	董灵	教授			■				
社会科学院法学研究所									
	黄晋	研究員			■				
中国金融先物取引所株式会社									
	杜推毅	チーフマネージャー	■						

達成度グリップ2 (成果)

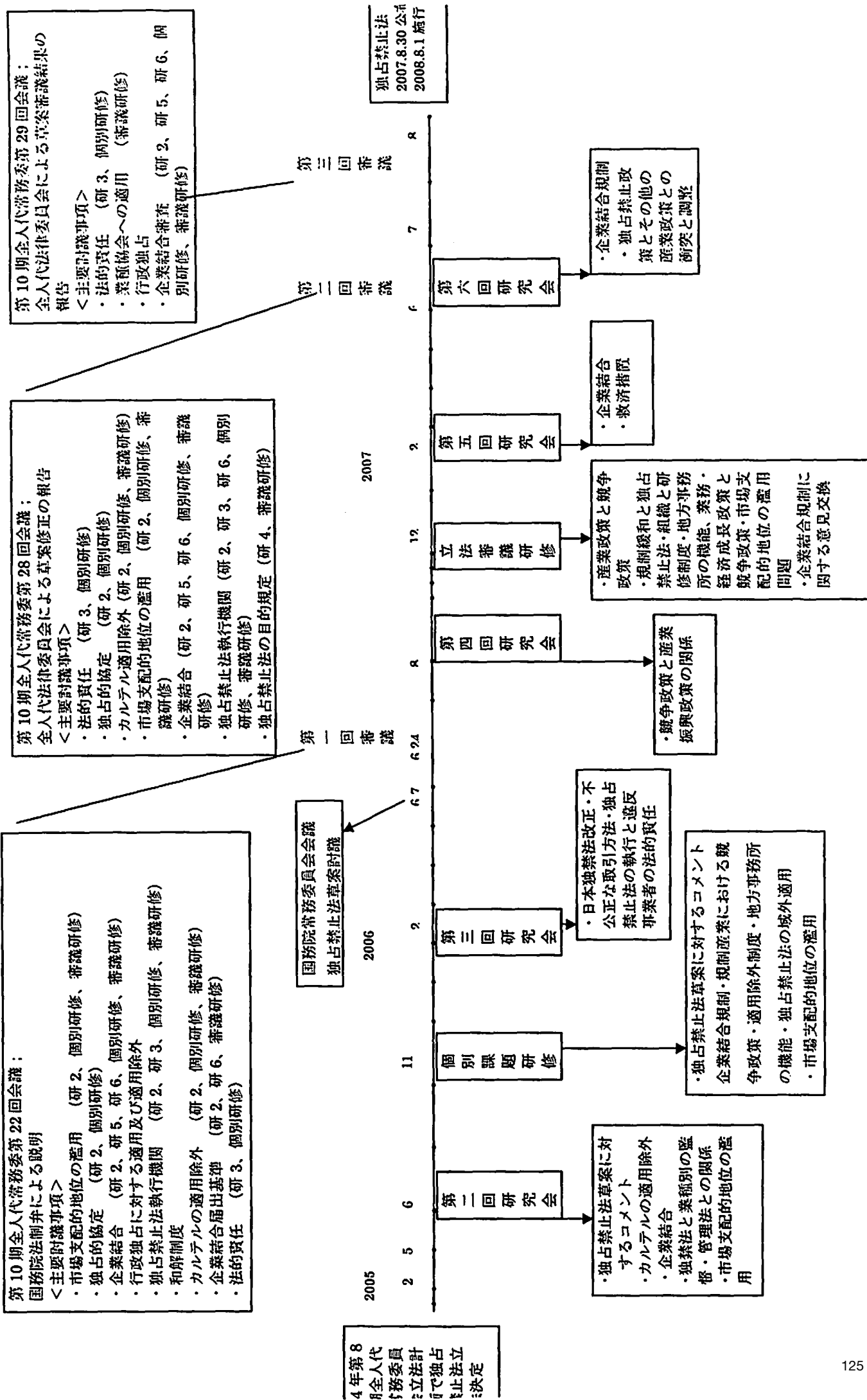
【別添2】

分野	活動	情報源	指標 (期待される結果)	実績
サブプロジェクト1：公司法の改正				
[成果1]	以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。 (1) 投資・起業促進 (2) 会社の健全な経営 (会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス) (3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム (4) 関連法 (証券法・三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等) との法的整合性	商務部から提供される条文 インタビュー調査	【指標1】 (1) 公司法に明らかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる。 (2) 公司法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。 (3) 活動参加者の日本法に対する理解度。	(別添2-1) 「公司法主要改正点」 (別添2-2) 「中国公司法新旧条文対照表-JICA 経済法企業法整備プロジェクト-公司法研究会におけるトピックスを中心に」 (別添2-3) 公司法立法経緯及び主な改正点 (2006年、2007年)
[成果2]	以下の点で会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。 ① 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。 ② 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。	(別添1-1) 「活動(PDM) / 投入実績比較表 (概要版)」	(1) 会社登記管理条例の改正内容とその進捗 (2) 会社登記実務の研修教材の開発進捗	参与機関である工商行政管理総局の積極的関与がなかったため、実施せず。参与機関が独自のリソースを使って実施。 最高人民法院司法解釈
[成果3]	改正公司法の立法趣旨を踏まえ、紛争解決及び違反行為への対処する執行体制の整備が促進される。	セミナー、研究会、訪日研修配布資料リスト	(1) 公司法に係る紛争解決に資する日中の代表的判例等の整理 (2) 活動参加者の日中の代表的判例の理解度	最高人民法院司法解釈
サブプロジェクト2：独占禁止法の立法				
[成果1]	以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。 ① 市場の支配的地位の悪用の防止 ② 過度の経済力集中につながる企業結合の防止 ③ 価格法、不正競争防止法との調和 ④ 独占禁止法の執行体制の独立性 ⑤ 内資・外資の無差別な取り扱い	商務部提供の条文 インタビュー調査	(1) 独占禁止法に明らかかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる (2) 独占禁止法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる (3) 活動参加者の日本法に対する理解度	(別添2-4) 「中華人民共和国独占禁止法(邦訳版)」
[成果2]	成果2-1の立法趣旨及び以下の諸点をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。 ① 独占禁止法の執行機関と特定分野の監督管理機関との協働 ② 独占禁止法適用除外範囲の極小化 ③ 法令及びガイドラインの策定と公開	インタビュー調査	(1) 独占禁止法の執行に係るガイドラインが策定される (2) 独占禁止法の施行に向けた組織構築の方針が明示される	独占禁止法の立法作業遅延のため、実施されず。 延長による実施の必要性あり。
サブプロジェクト3：市場流通関連法の共同研究				
[活動]	3-1 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。	商務部提供の条文 インタビュー調査	市場流通に関する法整備の方針が明示される。	(別添2-5) 「商業特許(フランチャイズ) 経営管理条 例」 新旧条文対照表

				(別添2-6) 中国「小売業者と請入業者の公平取引管理規則」暫定条文対照表 (別添2-7) 中国「小売業者の販売促進行為の管理規則」暫定条文対照表
--	--	--	--	--

独占禁止法立法経緯

注：研〇は、当該プロジェクトの第〇回研究会において取り上げた論点であることを意味する。



中国独占禁止法新旧草案と法律の条文対照表——JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト——独占禁止法におけるトビックスを中心に

第二回独占禁止法研究会 (2005.6.23-6.24)

テーマ：カルテルの適用除外——酒井亨平教授「カルテルの適用除外について」

企業結合——岩成博夫調査官「企業結合」

独占禁止法と業種別の監督・管理法との関係——土佐和生教授「独占禁止法と業種別の監督・管理法との関係」

市場支配的地位の濫用——滝川敏明教授「市場の支配的地位の濫用」

第二回 独占禁止 研究会 のトビ ックス	独占禁止法 の関連条文	独占禁止法草案 (新草案) の関連条文	独占禁止法の関連条文	研究会における討議事項 JICA 専門家のコメント
カルテル適用除外トビックス	第8条 (独占的協定の禁止) 事業者間の競争を排除、または制限することとを目的とし、又はその効果を有する事業者間の全ての協定、決定又は協調行為 (以下「協定」という) は禁止される。 第1項にいう協定は、主に以下のものが含まれる。	第7条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。 (1) 商品の価格を固定し、維持し若しくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること (5) 共同ボイコット行為 (6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	第13条 競争関係にある事業者の間で以下に掲げる独占的協定をすることは禁止される。 (1) 商品の価格を固定し、若しくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること (5) 共同ボイコット行為 (6) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	日・米・EUの独占禁止法においてカルテル規制の範囲を紹介するとともに、各国のカルテル適用除外制度の背景、内容について紹介・比較
規制範囲及びカルテルの適用除外	(1) 商品の価格を固定し、維持し若しくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること (5) 共同ボイコット行為 (6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	(1) 商品の価格を固定し、維持し若しくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること (5) 共同ボイコット行為 (6) 独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	(1) 商品の価格を固定し、若しくは変更すること (2) 商品の生産若しくは販売の数量を制限すること (3) 販売市場又は原料の購入市場を分割すること (4) 新技術若しくは新設備の購入を制限し、または新技術若しくは新製品の開発を制限すること (5) 共同ボイコット行為 (6) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定	

	<p>入を制限し、又は、新製品若しくは技術の開発を制限すること</p> <p>(5) 再販売価格を制限すること (<u>新草案はこれを垂直的協定として第8条に移行。</u>)</p> <p>(6) 入札における談合行為 (<u>新草案はこれを第9条に移行。</u>)</p> <p>第2項は、当該協定が有効な期間、その対象である商品が関連市場において10%以下のシェアを占める場合には適用しない。 (<u>新草案はこの条項を削除</u>)</p> <p>第1項は、出版物の発行及び流通における再販売価格の制限には適用しない。 (<u>新草案はこの条項を削除</u>)</p>	<p>第8条 事業者が取引活動において商品の第三者への再販売価格を制限し、又はその他の取引条件を設定して、競争を排除又は制限することは、これを禁止する。 (<u>新草案は再販売価格制限だけでなく、垂直的非価格制限を追加。</u>)</p> <p>第9条 事業者が入札募集及び入札の過程において談合を行い、競争を排除又は制限することはこれを禁止する。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>本法において「独占的協定」とは競争を排除又は制限する協定、決定、又はその他の協調行為をいう。</p> <p>第14条 事業者と取引先の間で次に掲げる独占的協定を締結することは、これを禁止する。</p> <p>(1) 商品の第三者への再販売価格を固定すること</p> <p>(2) 商品の第三者への最低再販売価格を限定すること</p> <p>(3) 国務院独占禁止法執行機関が認定したその他の独占的協定</p> <p>(<u>法律は垂直カルテルと水平的カルテルを分けた</u>)</p> <p><u>関連条文がない。</u></p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>垂直カルテルは規制基準を別にしたほうがいい。価格制限と非価格制限との間でも規制基準を分けたほうがいい。</p> <p>法適用の対象としない線引きをシェア（10%）で行うのは適切ではない。シェアは類似の商品との代替性や地域的な市場の範囲を考慮すると変化するので、シェア基準の採用は規制する側、される側、双方にとってリスクが大きい。</p> <p>著作物の再販の適用除外は原則として設けない方がいい（文化の保護にそれほど役立つとはいえない。）。</p>
--	---	--	---	---

<p>第9条（協定の例外）以下の目的を有する事業者間の協定は、消費者に当該協定によって生ずる利益を公平に享受させることができ、当該目的を達成するために必要であり、<u>（新草案はこの文言を削除）</u>、関連市場における競争を完全に消滅させるものでない場合には、本法第8条の適用を免除される。</p>	<p>第10条 事業者が、成立した協定が以下の目的を実現させるためのものであること、関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明することができた場合、本法第7条、8条の規定は適用しない。</p>	<p>第15条 事業者が成立した協定が次に掲げる事由のいずれかに該当するものであることを証明することができた場合、本法第13条、第14条の規定は適用しない。</p>	<p>適用除外行為の要件が未だ抽象的（例えば、関連市場の競争を完全に排除することがない場合）で、実際の運用を耐えるには、より要件を明確化する必要がある。</p>
<p>(1) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善のためのもの。 (2) 経済的不況に対応するため、深刻な販売減少または深刻な生産過剰を緩和するためのもの。 (3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。 (4) 国際市場における輸出商品の競争力を強化するためのもの。<u>（新草案はこの文言を削除）</u> (5) 技術の改善、新商品の研究</p>	<p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。 (2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専門化による役割分担を実施するためのもの。<u>（法律はこの文言を追加）</u> (3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。 (4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。 (5) 経済的不況により、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。 (6) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。<u>（新草案はこの文言を追加）</u> (6) 経済的不況期において、深刻</p>	<p>(1) 技術の改善、新商品の研究開発のためのもの。 (2) 製品の品質向上、コスト削減、効率改善、商品の規格及び標準を統一し、又は専門化による役割分担を実施するためのもの。<u>（法律はこの文言を追加）</u> (3) 中小事業者の経営効率を向上させ、中小事業者の競争力を強化するためのもの。 (4) 省エネルギー、環境保護、及び災害救助など、社会公共の利益を実現するためのもの。 (5) 経済的不況により、深刻な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。 (6) 対外貿易及び経済協力における正当な利益を確保するためのもの。 (7) 法律及び国務院が定めるその他</p>	<p>1953年以降増大した適用除外カテゴリーは日本経済の効率性の改善に悪影響を与え、1990年代に一部を除いて廃止された。一度適用除外すると既得権化するので、適用除外するのは慎重且つ最小限に止め、適用除外の要件を厳格に規定すべきである。</p> <p>輸出促進カテゴリーの適用除外（9条（4））は、WTO協定上の誤解も生みかねない。単純に国内市場に影響を及ぼさない輸出カテゴリーと規定すれば開</p>

	<p>開発、新市場の開発 <u>(新草案はこの文言を削除)のた</u> めもの。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>な販売減少または明瞭な生産過剰を緩和するためのもの。</p> <p>第 55 条 農業生産者及び専門経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の事業活動において行った提携、連合又はその他の協調行為のうち、競争を著しく制限しないものには、本法を適用しない。 <u>(新草案はこの条文を追加)</u></p>	<p>の事由。 <u>(法律はこの条項を追加)</u></p> <p>前項第 1 号から第 5 号までの事由に該当し、本法第 13 条及び第 14 条の規定を適用しない場合、事業者はさらに、その成り立した協定が関連市場における競争を著しく制限するものではないこと、および消費者が当該協定によって生ずる利益を享受可能であることを証明しなければならぬ。</p> <p>第 56 条 農業生産者及び農村経済組織が農産物の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の事業活動において行った連合又は協調行為には、本法を適用しない。</p>	<p>題はない。なお、他国に輸出自主規制を促されて輸出カルテルを行うことは、WTO のセーフガード規制の潜脱行為であり、好ましくないというところを認識しておいたほうがいい。</p> <p>日本は現在は純粋輸出カルテルのみを適用除外としており、現在実施しているものはない。</p> <p>農村部の中小企業の組合の活動に配慮すべき。</p> <p>産業別の適用除外は作らないほうがいい。一定範囲の中小企業の組合のその目的に添った行為を除外する方法はよい。この場合でも農協などの連合会を適用除外する要件は厳格にしたほうがいい。</p>
<p>カルテル適用除外トピック②独占禁止</p>	<p>第 55 条 (合法行為に対する適用除外) 事業者がその他の法律規定に基づいて行った正当な行為については、本法の適用が除外される。 <u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>法令に基づく行為、知的財産権の行使の適用除外規定は、日本では確認規定に過ぎないと考えられているので、それらの規定を置く意味はあまりないと考えられる。</p>

<p>法の適法除外</p>	<p>第56条(知的財産権の適用除外) 事業者が特許法、商標法、著作権法の規定に従って、権利を行使する正当な行為に対しては、本法が適用されない。但し、知的財産権の濫用行為で本法規定に違反した場合は、本法に従って処断する。</p>	<p>第54条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に従って知的財産権を行使した場合、本法が適用されない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除または制限した行為である場合は、本法が適用される。</p>	<p>第55条 事業者が知的財産権に関する法令の規定に従って知的財産権を行使した場合、本法が適用されない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除または制限した行為である場合は、本法が適用される。</p>	
<p>企業結合トピックス① 企業結合の届出基準</p>	<p>第24条(届出の基準及び売上高の計算)(第一案) 事業者結合が以下に掲げる状況のいずれかに当たる場合には、国務院の管轄下にある独占禁止主管機関に対して、事前届出をしなければならない。</p> <p>(1) 結合による取引額が3億人民元以上であり、且つ結合に参加する全ての関係事業者の全世界における資産又は総売上額の合計が50億人民元を超え、少なくともそのうち一つの事業者の中国内における資産または前年度の売上額が30億人民元を超える場合。</p> <p>(2) 中国内における結合による取引額が5億人民元を超える場合。</p>	<p>第17条 事業者結合に参加する全ての事業者の全世界における前年度の売上額が120億人民元を超え、且つそのうち一つの事業者の中華人民共和国国内における前年度の売上額が8億人民元を超える場合、結合に参加する事業者は、国務院独占禁止法執行機関に対して事前申告しなければならない。国務院独占禁止法執行機関に申告していない場合、事業者は結合を実施することができない。</p> <p>(<u>新草案は(2)(3)(4)項を削除。</u>) <u>関連条文がない。</u></p>	<p>第21条 事業者の結合が国務院の定める申告基準を満たした場合、事業者は国務院独占禁止法執行機関に対して事前に申告しなければならない。申告を行っていない場合、結合を実行することができない。(法律は草案にある<u>具体的な届出基準を削除。</u>)</p>	<p>日米欧の届出基準について紹介。</p> <p>日本における企業結合の届出基準の設定根拠を紹介。</p> <p>資産額や販売額を判断要素にすることは適当ではない。ケースごとの実態把握が必要である。</p> <p>(1)(2)項に規定する数値が日米欧に比べてハードルが高いように思われる。</p> <p>(3)(4)項：市場シェアのように把握困難なものを届出基準とすると、どのような場合に届出を行うべきかが不明確となり、適当ではない。そもそも市場は審査の過程で画定されるものであり、事前に当事会社</p>

<p>(3) 結合に参加する事業者の一つが中国での関連市場における市場占拠率が 20%以上である場合。</p> <p>(4) 結合に参加する事業者の一つの中国での関連市場における市場占拠率が、結合により 25%以上となる場合。<u>(新草案は (2) (3) (4) 項を削除)</u></p>	<p>前項に定める事業者の売上額または資産総額、及び市場占拠率の計算においては、当該事業者が支配又は従属する関係にある事業者の売上額も合算しなければならない。</p>	<p>第 18 条 事業者結合が以下に掲げる事</p>	<p>にその判断を求めるときには、届出要件にシエアを用いるべきではない。シエアや売上高などの数値のみをもって企業結合事案の是非を判断すべきではない。</p> <p>届出基準について、…日本の場合は、…具体的な数値は政令で定めることとされている。米国においても具体的な届出基準の設定は競争当局に委ねられており、経済実態の変化等に機動的に対応する基準とするには、このような制度設計が適当と考えられる。</p>
<p>前項に定める事業者の売上額または資産総額、及び市場占拠率の計算においては、当該事業者が支配又は従属する関係にある事業者の売上額も合算しなければならない。</p> <p>(第二案) 事業者の結合が一定の基準に達している場合、事前に国務院独占禁止主管機関に届出しなければならぬ。</p> <p>事業者結合の届出の基準について、国務院が経済発展の水準及び市場状況に基づいて制定し、定期的に公布する。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>前項に定める売上額の計算においては、当該事業者が支配又は従属する関係にある事業者の売上額も合算しなければならない。</p> <p>国務院独占禁止法執行機関は、経済発展の水準及び市場の競争状況に応じて、第 1 項に定める事業者結合の申告基準を調整し、国務院の認可を経たうえで施行することができる。</p>	<p>第 22 条 事業者結合が以下に掲げる事</p>	<p>議決権保有比率が 50% を超え</p>

<p>企業結合トピックス②届出の資料</p>	<p>第26条(届け出るべき資料)第24条及び第25条によって、国務院の管轄下にある独占禁止主管機関に認可のためなされる届出は、以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請書 (2) 事業者の基本情報 (3) 事業者の前会計年度における財務会計、及び販売報告書 (4) 事業者の原価(新草案はこの文言を削除)、販売価格、及び生産高などの資料 (5) 当該結合により、関連市場における競争、国民経済及び社</p>	<p>由のいずれかにあたる場合、国務院独占禁止法執行機関に対する申告を要しない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の1つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上を保有している場合。 (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株又は資産の50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合。</p>	<p>由のいずれかにあたる場合、国務院独占禁止法執行機関に対する申告を要しない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の1つが、他の各事業者の議決権付き株式又は資産の50%以上を保有している場合。 (2) 結合に参加する各事業者の議決権付き株又は資産の50%以上が、結合に参加していない同一の事業者によって保有されている場合。</p>	<p>る場合は、株式会社所有会社は株式会社発行会社を子会社として支配しており、もはや独立の競争主体と見ることができない。 日本の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における企業結合審査とならない場合の紹介。</p>
<p>企業結合トピックス②届出の資料</p>	<p>第19条 事業者が国務院独占禁止法執行機関に結合の申告をする場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申告書 (2) 結合が関連市場における競争に及ぼす影響に関する説明 (3) 結合に関する契約(新草案はこの文言を追加) (4) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する公認会計士による監査済み財務会計報告書 (5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書および資料</p>	<p>第23条 事業者が国務院独占禁止法執行機関に結合の申告をする場合、以下の文書及び資料を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申告書 (2) 結合が関連市場における競争に及ぼす影響に関する説明 (3) 結合に関する契約 (4) 結合に参加する事業者の、前会計年度に関する会計事務所による監査済み財務会計報告書 (5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の文書および資料 申告書には結合に参加する事業者の名</p>	<p>全ての当事会社に(1)～(7)の資料すべてを求めるとはやや過重ではないか。(5)(6)の資料がなくても問題がないと判断できる企業結合が多いと思われる。 日本では国内会社について、原則として総資産額が届出基準として用いられている。外国会社については原則として「国内</p>	<p>る場合は、株式会社所有会社は株式会社発行会社を子会社として支配しており、もはや独立の競争主体と見ることができない。 日本の「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における企業結合審査とならない場合の紹介。</p>

<p>企業結合トックス ③ 審査基準</p>	<p>会公共利益に及ぼす <u>(新草案はこの文言を削除)</u> 影響 (6) 当該結合の理由 <u>(新草案はこの文言を削除)</u> (7) 当該結合の予定日 (8) 国務院独占禁止主管機関が定めるその他の文書</p>	<p>申告書には結合に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、全世界における前年度の売上額、中国国内市場における資産総額及び前年度の売上額、関連市場における市場シェア <u>(新草案はこの文言を追加)</u>、並びに結合の取引額 <u>(法律はこの文言を削除)</u> 及び結合の実行予定日などの事項を明記しなければならない。</p> <p>第 23 条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 事業者結合が関連市場における競争を排除又は制限する可能性 <u>(法律はこの条項を削除)</u></p> <p>(4) 市場へのアクセス及び技術の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国民経済の発展及び社会公共の利益に対する、事業者結合の影響</p> <p>(7) 国務院独占禁止法執行機関によ</p>	<p>称、住所、経営範囲、結合の実行予定日及び国務院独占禁止法執行機関が定めるその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>第 27 条 事業者結合の審査においては、以下に掲げる要素を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 結合に参加する事業者の関連市場における市場シェア及び市場に対する支配力</p> <p>(2) 関連市場における市場集中度</p> <p>(3) 市場へのアクセス及び技術の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(4) 消費者及び他の関連事業者に対する、事業者結合の影響</p> <p>(5) 国民経済の発展に対する、事業者結合の影響</p> <p>(6) 国務院独占禁止法執行機関により考慮すべきと認められたその他の要素</p>	<p>売上高」が基準として用いられている。</p>
	<p><u>関連条文がない。</u></p>		<p>日米欧の審査基準の紹介。 日本の企業結合審査の実務の紹介。 実際に企業結合審査が従う、公取委ガイドラインの紹介。</p>	

	<p>第 30 条 (結合禁止) 結合が市場支配的地位を形成、又は強化する恐れがあり、<u>(新草案はこの文言を削除)</u>及び市場競争を排除または制限することとなる場合には、国務院独占禁止主管機関が当該結合を禁止する決定をしなければならない。但し、当該結合が国民経済に著しい利益をもたらし、公益に資する場合、国務院独占禁止主管機関が当該結合を許可することができ、許可決定において制限的条件を付加することができる。</p> <p>国務院独占禁止主管機関が結合禁止の決定をする場合には、事業者に対して書面による通知をし、その理由を説明しなければならない。<u>(新草案はこの文言を削除)</u></p> <p>第 31 条 (協議) 国務院独占禁止主管機関が結合の認可又は禁止の決定をする場合には、事前に関連業界規</p>	<p>り考慮すべきと認められたその他の要素</p> <p>第 24 条 事業者結合が競争を排除又は制限する効果を有し、または有する可能性がある場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定をしなければならない。但し、事業者が、事業者結合が競争条件及び競争の状況を改善し、<u>(法律はこの文言を削除)</u>、且つ、競争に対して及ぼす積極的な要素が消極的な要素を明らかに上回り、<u>(新草案はこの文言を追加)</u>又は、事業者結合が公共の利益に合致することを証明でき、また場合、国務院独占禁止執行機関は、結合を禁止しない旨の決定をすることができる。</p> <p>国務院独占禁止執行機関が事業者結合を禁止しない場合、事業者結合について制限的な条件を付加する旨を決定することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第 28 条 事業者結合が競争を排除又は制限する効果を有し、または有する可能性がある場合、国務院独占禁止法執行機関は、事業者結合を禁止する決定をしなければならない。但し、事業者が、当該結合が競争に対して及ぼす積極的影響が消極的影響を明らかに上回ること、又は社会の公共利益に合致することを証明できた場合、国務院独占禁止執行機関は、結合を禁止しない旨の決定をすることができる。</p> <p>第 29 条 禁止されない事業者結合に対して、国務院独占禁止執行機関は、結合が競争に対して及ぼす消極的影響を減少させるための制限的な条件を付加する旨を決定することができる。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>支配的地位要件と競争制限要件の関係如何。支配的地位が 13 条～15 条の意味で用いられているのであれば、企業結合規則において 15 条の規定は厳しすぎるのではないか。</p> <p>単純に競争を排除または制限する企業結合を禁止するといふ規定でよいのではないか。支配的地位の概念を持ち出す必要はないのではないか。</p> <p>但書の例外規定が広すぎると考えられる。これではどのような反競争的な企業結合であっても認められる余地が広範に存在することになる。</p> <p>業界規制機関とは何を指すか。全ての産業に何らかの意味での規制機関が存在するとすれ</p>
--	---	--	--	--

<p>独禁法と業種の別の監督・管理法の関係トピックス① 事業法規制と競争法規制と間の調整</p>	<p>制機関と協議をするものとする。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>			<p>ば、全ての企業結合について事前協議が必要ということか。協議とは審査の結論について調整を行うという意味であれば行き過ぎではないか。競争法に関する判断は競争当局が自ら行うべきである。</p>
	<p>第 22 条 (ネットワークへのアクセスの拒絶) ある市場支配的地位にある事業者が有するネットワーク又は他の施設にアクセスすることなく他の事業者が競争することが不可能な場合には、当該支配的地位にある事業者は他の事業者が合理的価格で当該ネットワーク、又は他の施設にアクセスすることを拒絶してはならない。但し、当該支配的地位にある事業者が技術的、安全上の、又は他の正当な理由で、当該ネットワーク又は他の施設に対してアクセスを認めることが不可能、又は、不合理であることを立証することができる場合には、当該支配的地位にある事業者はかかる義務から免除される。<u>(新草案はこの条文を削除)</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>ドイツ競争法に倣ったこの条文は、適法に構築されたネットワークでないしインフラストラクチャーの保有者に対し、法律上特段の取引強制がないにもかかわらず取引を強制するのであるから、当該濫用行為の詳細な経済効果の分析を前提とした慎重な運用が望まれる。 第 22 条と第 19 条 (取引拒絶) の規制対象との重複範囲が広いように思われる。</p>

	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>第7条 国有経済がコントロール可能な地位を占めている、国民経済の命脈及び国の安全に関わる業種並びに法に基づき独占経営、独占販売を実施する業種について、国はその事業者の合法的な経営活動を保護するものとし、かつ事業者の経営行為並びにその商品及びサービスの価格については法に基づき監督管理及び調整を行い、消費者の利益を維持保護し、技術の進歩を促進させる。</p> <p>前項に定める業種の事業者は、法に基づいて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならない。そのコントロール可能な地位又は独占経営、独占販売の地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。</p> <p><u>関連条文がない。</u></p>	<p>日本における独占法と業種別の監督・管理法との関係、競争当局と政府規制当局との間の調整を紹介。</p> <p>公企業に対する競争ルールの原則的遵守のような規定も追加すべきではないか。同様に政府補助金規制のようなものも追加すべきではないか。この他にも追加すべき Prohibition of Administrative Monopoly はあるのではないか。</p>
	<p>第44条 本法に規定する独占行為について、関連法律、行政法規により、関連部門又は監督管理機関により調査・処理すべきである場合、その規定に従う。関連部門又は監督管理機関は調査・処理の結果を国務院独占禁止委員会に報告しなければならない。</p>	<p>第45条 (独占禁止主管機関と他の機関との関係) 国務院独占禁止主管機関は、本法に従って独占禁止事項を取り扱う。他の機関も、他の関連法律の規定に従って独占禁止事項を取り扱うことができる。但し、他の機関は独占禁止事項について最終的</p>	<p>日本独占法と業種別の監督・管理法との関係並びに独占法の執行機関と業種別の監督・管理省庁との関係を紹介。</p> <p>規制当局の間での法令調整、行政調整にあたり透明度が高められ、且つ公式・非公式を問わ</p>	

	<p>決定を下す前に、国務院独占禁止主管機関の同意を得なければならぬ。</p>	<p>関連部門又は監督管理機関が本法に規定する独占行為について調査・処理しない場合、独占禁止執行機関が調査・処理する。独占禁止執行機関が調査・処理する際に、関連部門又は監督管理機関の意見を求めなければならない。<u>(法律はこの条文を削除)</u></p>	<p>関連部門又は監督管理機関が本法に規定する独占行為について調査・処理しない場合、独占禁止執行機関が調査・処理する。独占禁止執行機関が調査・処理する際に、関連部門又は監督管理機関の意見を求めなければならない。<u>(法律はこの条文を削除)</u></p>	<p>両方サイド間での連携につとめなければならない。できればいずれか一方の規制発動時に、他方の関与の機会が与えられるべき。</p>
<p>市場支配的地位の濫用トビックス ①市場支配的地位の判定</p>	<p>第13条 (市場支配的地位の定義) 本法において「市場支配的地位」とは、1又は複数の事業者が、関連商品に関して、価格、数量、又は、他の取引条件を決定し、維持し、又は、変更し、関連市場における競争を排除、又は制限することができる市場力という。</p> <p>第14条 (支配力確立の要因) 市場支配的地位の認定は、以下の要因が考慮される。 (1) 関連市場における占拠率 (2) 関連市場において関連商品の価格、数量、又は他の取引条件に影響を与え得る能力</p>	<p>第12条 事業者が市場支配的地位を濫用して競争を排除又は制限することはこれを禁止する。 本法において「市場支配的地位」とは、1つの事業者が、又は複数の事業者が全体として<u>(法律はこの文言を削除)</u>、関連市場において商品の価格、数量、又は他の取引条件を支配することのできる、又は、他の事業者による関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与え得る、市場における地位をいう。</p> <p>第13条 事業者が市場における支配的地位を有することについての認定は、次の各号の要素に基づかなければならぬ。 (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況<u>(新草案はこの文言を消</u></p>	<p>第17条2項 本法において「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場において商品の価格、数量、又はその他の取引条件を支配することのできる、又は、他の事業者による関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与え得ることのできる、市場における地位をいう。</p> <p>第18条 事業者が市場における支配的地位を有することについての認定は、次の各号の要素に基づかなければならぬ。 (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況</p>	<p>日米欧における市場支配的地位の判定、濫用の判定についての紹介。 13条は複数の企業について、支配的地位を認定するとしているが、支配的地位の認定は単独企業に限定するべきである。 (滝川教授) 日本だけでなく、EUと米国の独禁法も排他行為は単独だけでなく、複数企業行為も対象にする規定になっている。「暗黙の協調関係」による協調行為を当局が規制する必要が認められる場合もあるので、条文規定は柔軟にしておくほうがいい。 (上佐教授の反対意見)</p>

	<p>(3) 購買市場、又は販売市場をコントロールする能力</p> <p>(4) 当該事業者の財力及び技術条件</p> <p>(5) 他の事業者との連合関係</p> <p>(6) 他の事業者の関連市場への参入の難易度</p> <p>(7) 製品の輸出入の状況 <u>(新草案はこの条項を削除)</u></p> <p>第15条 (市場支配的地位の推定) 関連市場において以下の占拠率を有する事業者は、支配的地位にあると推定することができる。</p> <p>(1) 一つの事業者の市場占拠率が2分の1以上に達している場合</p> <p>(2) 上位1・2位を占める二つの事業者の合計市場占拠率が3分の2以上に達している場合</p> <p>(3) 上位1・3位を占める事業者の合計市場占拠率が4分の3以上に達している場合</p> <p>前項第3号の場合において、市場占拠率が10分の1に満たない事業者が、市場支配的地位を有するものと</p>	<p><u>加)</u></p> <p>(2) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力</p> <p>(3) 当該事業者の財力及び技術条件</p> <p>(4) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存関係及びその程度</p> <p>(5) 他の事業者の関連市場への参入の難易度</p> <p>(6) 当該事業者の市場における支配的地位の認定に關連するその他の要素</p> <p>第14条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場における支配的地位を有するものと推定することができる。</p> <p>(1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1以上に達している場合</p> <p>(2) 二つの事業者が全体として、関連市場における市場占有率が合計で3分の2以上に達している場合</p> <p>(3) 三つの事業者が全体として、関連市場における市場占有率が合計で4分の3以上に達している場合</p>	<p>(2) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力</p> <p>(3) 当該事業者の財力及び技術条件</p> <p>(4) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存の程度</p> <p>(5) 他の事業者の関連市場への参入の難易度</p> <p>(6) 当該事業者の市場における支配的地位の認定に關連するその他の要素</p> <p>第19条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場における支配的地位を有するものと推定することができる。</p> <p>(1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が2分の1に達している場合</p> <p>(2) 二つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で3分の2に達している場合</p> <p>(3) 三つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で4分の3に達している場合</p> <p>前項第2号及び第3号に定める状況で、そのうちのいずれかの事業者の市場占有率が</p>
--	--	--	--

	<p>推定しない。</p>	<p>前項第2号及び第3号に定める状況で、 そのうちのある事業者の市場占有率が 10分の1に満たない場合は、当該事業 者が市場における支配的地位を有する と推定してはならない。</p>	<p>10分の1に満たない場合は、当該事業 者が市場における支配的地位を有する と推定してはならない。 市場における支配的地位を有すると推 定される事業者が、市場における支配的 地位を有しないことを証明する証拠を 有する場合、市場における支配的地位を 有すると認定してはならない。<u>(法律が</u> <u>この条項を追加)</u></p>	<p>15条のシエアによる推定規定 はないほうがよい。14条の観 点から判定すればよい。15条 を維持する場合には、「推定」 を覆せることを規定すべきで ある。</p>
--	---------------	--	---	---